

# “創生”輝く新都「八代」

## 新市建設計画



鉢取り神事（鏡町）

豊かな資源を活かし、個性きらめく交流拠点都市へ…



石匠館（東陽村）



い草の里まつり（千丁町）



八竜天文台（坂本村）



八代妙見祭（八代市）

九州新幹線「つばめ」

平成17年3月

八代地域市町村合併協議会

八代市・坂本村・千丁町・鏡町・東陽村・泉村

平成27年3月変更 八代市

# 目 次

第1節 序論	1
1)合併の背景と目的	1
2)合併の意義と効果	1
3)計画策定の方針	2
第2節 新市の概況	10
1)位置・地勢	10
2)気候	11
3)面積	11
4)人口・世帯	12
5)就業人口の推移	13
第3節 主要指標の見通し	14
1)人口	14
2)人口構造	15
3)世帯数	16
4)就業人口	16
第4節 新市建設の基本方針	17
1)新市の将来像	17
2)新市建設の基本方針	20
3)重点プロジェクト	35
4)土地利用・都市構造	42
5)地域別整備の方針	47
第5節 施策の大綱	54
1) <small>みの</small> 実りのくに	54
2) <small>よ</small> 拠りのくに	58
3) <small>おど</small> 躍りのくに	62
4) <small>ほこ</small> 誇りのくに	64
第6節 住民自治によるまちづくりの推進	68
1)住民自治が開く新しい地域と新市	68
2)住民自治を目指す仕組みづくり	69
3)住民自治を支える計画体系	70
4)住民自治の推進へ向けて	71
第7節 新市における熊本県事業の推進	72
1) <small>みの</small> 実りのくに	72
2) <small>よ</small> 拠りのくに	73
3) <small>おど</small> 躍りのくに	73
4) <small>ほこ</small> 誇りのくに	74
5)その他	74
第8節 公共的施設の適正配置と整備	75
1)基本的な考え方	75
2)公共的施設の体系的な整備方針	75
第9節 行財政改革	76
1)自立した行政運営	76
2)自立した財政運営	76
3)効率的な一体的行政運営	76
第10節 財政計画	77
1)基本的な考え方	77
2)財政計画の概要	77
3)健全財政の確保	77
4)まとめ	77
5)歳入歳出の主要項目	78
6)期間延長による合併効果	78
7)新市財政計画	79

## ① 合併の背景と目的

八代郡市は明治・昭和の大合併の歴史の流れの中で、個別の行政区域を構成していますが、山間部、平野部、干拓部という地理的要因が重なり合い、社会・産業構造においては多くの共通点を持ち、一部の行政サービスでは広域的な取り組みが行われています。

一方、近年の少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化、地域住民の日常生活圏の広がり、地方分権社会の到来に伴う市町村の役割拡大、景気低迷による財源不足など、市町村を取り巻く環境は大きく変化してきています。

こうした中、八代市・坂本村・千丁町・鏡町・東陽村・泉村から構成される八代地域(1市2町3村)では、時代背景や社会環境の変化に対応した新しいまちづくりを目指して市町村合併を推進することにしました。

注) 八代地域においては、平成14年9月1日より、都市一体(1市4町3村)を枠組みとした法定協議会「八代地域市町村合併協議会」を設置し、住民による地域ワーキング会議等による検討を中心として、新市建設計画の策定を進めてきました。このような状況の中、平成16年3月、竜北町・宮原町が都市一体の枠組みから離脱しましたが、八代市・坂本村・千丁町・鏡町・東陽村・泉村から構成される八代地域(1市2町3村)は、今後も八代郡市の中核的な役割を担うことから、これまでの8市町村での議論を踏まえ、八代郡市全体の発展を見据えた6市町村合併の新市建設計画として策定しています。

## ② 合併の意義と効果

### ①高齢化社会で多様化する行政ニーズへの対応

八代地域の人口は、約14万人(住民基本台帳:平成16年3月末日現在)ですが、10年後には約13万人(コーホート要因法による平成27年の推計人口)に減少するだけでなく、高齢化率(全人口のうち65歳以上の占める割合)は29.5%となり、国(26.0%)、県(27.5%)の平均を上回ると推計されます(国、県の推計値は、平成12年の国勢調査を基準人口とした国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口—平成14年1月推計—」)

このため、市町村合併を進め、地方分権時代に即した専門職や技術職の配置や人材育成を進めることによって、急速に進展する少子高齢化に伴い多様化する行政ニーズへの対応や福祉の充実、住民の視点に立った質の高いサービスの提供を進めていくことが可能となります。

### ②行財政運営の効率化と基盤強化

景気の先行きが不透明で、地方税収の増も見込めず、国から交付される地方交付税も厳しい状況が続くことが予想されます。

そこで市町村合併を進めることで、特別職や一般職の計画的削減や行政経費の節減を行って行財政運営を効率化し、行財政基盤を強化することにより、行政サービスの維持・向上が可能となります。

### ③広域的な観点からのまちづくり

人・自然・産業・交通基盤など多様な資源を持つ八代地域での合併を進めることにより、これまで各市町村で培われたまちづくりが広域的な観点で展開できるようになり、さらには合併に伴う財政支援措置を活用した重点的な投資を行うことで、地域の活力の充実やイメージアップ、環境問題、観光振興などの施策に取り組むことが可能となります。

## ③ 計画策定の方針

### (1) 計画の主旨

新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」に基づき法定協議会が策定することになっており、合併後の均衡ある地域の振興・発展や社会基盤の整備あるいは住民福祉等行政サービスの向上に向けてどのように取り組んでいくのかなど、新市の姿や施策の方向性を示すという役割があります。

また、新市において改めて策定される総合計画の基礎となるとともに、その総合計画に基づき、新市における具体的な事業展開が図られることになります。

### (2) 計画策定にあたっての考え方

#### ①地域の考え方の発想転換

1市2町3村の八代地域を、単なる6つの地域の集合として捉えることからの発想の転換をしています。

発想の転換の基本的観点は「地域住民による自治」です。新たに形成される新市がより充実した自治行政を目指していくためには、地域住民の自治意識を醸成し、これまで築いてきた特性や個性を維持、発展させることができる単位を地域として捉えています。

このような地域の捉え方として、暮らしの身近な視点からの発想が活かせる単位で、かつ歴史的なまとまりを考慮して、中学校区単位を1つの目安として計画単位を設定し、その単位を基本に本計画の策定をしています。

計画単位は、八代市と泉村以外は1町村1中学校区とし、八代市については10の中学校区を地域特性が似ている地域で束ねて5地域とし、泉村の五家荘地域については独自の地域特性と将来的な位置づけの違い等に鑑み、別地域とするなど各市町村の状況に応じて設定しています。

この結果、「11地域」を計画検討の単位として設定し、この地域ごとに地域ワーキング会議を組織し、活動や検討を行っています。

#### ②地域の見つめ直しから出発する「一体感の醸成」

計画の策定上の留意点の一つとして「合併市町村における旧市町村意識を早期に解消し、地域全体の一体性を確立するための計画とする」という項目があげられていますが、良い意味で住民自身が住む地域の良さを知り、誇りに思うことは一体感の醸成の基礎として重要です。

とりわけ、八代地域は九州山地の最深部から八代海までの広大な範囲（熊本県の約1割弱を占める）にまたがる個性豊かな地域の広がりを持っています。そこに住む人達がそれぞれの地域を自慢に思い、誇りと感じ、それぞれの地域の良さを地域住民がしっかりと認識した上で、その環境を磨き、魅力を十分に發揮し、それを八代地域全体で享受していくことが一体感の醸成につながっていくといえます。

このため、計画の策定にあたっては、それぞれの地域を、そこに住む人達自身がもう一度しっかりと見つめ直し、再発見、再確認しつつ、それを八代地域全体にアピールし、みんながそれを認め合った上で八代地域全体をどうするかを考えていくために、地域住民による地域の見つめ直しの作業が最初の出発点となっています。

### ③「4つのくに」づくりに地域の発想を活かす

今回の計画策定の土台となる「新市将来ビジョンの方向性（平成14年5月八代地域市町村合併検討協議会）」として示されている「4つのくに（実りのくに、拠りのくに、躍りのくに、誇りのくに）」づくりの展開を考えるにあたっては、6市町村の総合計画に基づくまちづくりの方針や必要事業の積み上げと調整が大きな検討の流れとして必要です。

策定作業にあたっては、その流れと並行して計画単位毎の視点から「4つのくに」づくりのあり方を検討し、地域の発想を組み込んだ形で建設の基本方針や施策方針を策定しています。

### ④地域住民・行政の視点から住民自治を考える

本計画の実現にあたって求められる体制づくりとして、「地域住民による自治」を目指した地域住民・行政の視点からの体制や仕組みのあり方を検討しています。

今回の検討作業の中では、各地域の住民により構成された地域ワーキング会議及び住民検討会議で「地域」を単位とした自治組織のあり方を検討し、その制度化の方向性を明らかにしています。

それと共に行政のあり方として、行政職員の参加による検討を行い、地域に根ざした行政サービスと予算の執行を推進する行政組織のあり方を示しています。

この内容は、建設計画策定後も継続的に議論すべき内容であるといえますが、その議論の大きな方向性を今回の策定の中で検討し、本計画の中で示しています。

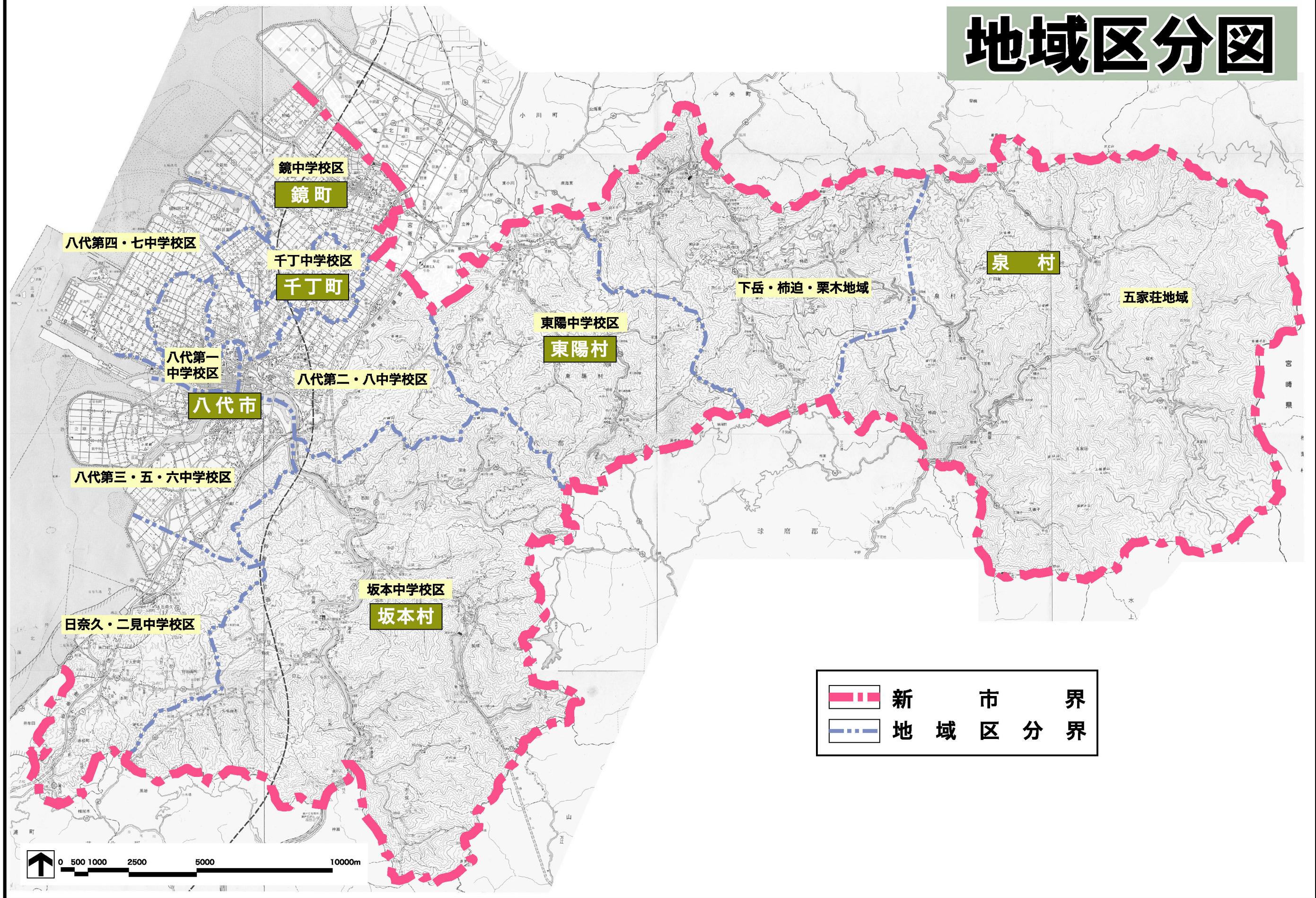
注) 本計画の策定にあたっての地域ワーキング会議による検討は、八代都市一体を枠組み（13地域）とした合併協議を進める中で実施してきました。

しかしながら、その後において、竜北町・宮原町が離脱したことから、地域ワーキング会議に係る以下の内容は、1市2町3村の枠組み（11地域）によるもので記載しています。

表…地域区分

	地域区分(11地域) 地域ワーキング会議の設置・開催の地域単位	小区分の名称 これまでの経緯から各市町村で配慮すべき地区の単位	備 考
八代市	八代第一中学校区	八代小学校区	
		松高小学校区	
		代陽小学校区	
	八代第二・八中学校区	太田郷小学校区	
		龍峯小学校区	(氷川中)
		宮地小学校区	
	八代第三・五・六中学校区	宮地東小学校区	
		麦島小学校区	
		植柳小学校区	
	八代第四・七中学校区	高田小学校区	
		金剛小学校区	
		八千把小学校区	
	日奈久・二見中学校区	郡築小学校区	
		昭和小学校区	
		日奈久小学校区	
		二見小学校区	
坂本村	坂本中学校区	旧西部小学校区	
		旧深水小学校区	
		旧中谷小学校区	
		旧鮎帰小学校区	下松求麻村(旧村)
		旧藤本小学校区	
		旧中津道小学校区	上松求麻村(旧村)
千丁町	千丁中学校区	旧田上小学校区	
		久多良木小学校区	百済来村(旧村)
		16集落 (旧村は4つ) ・太牟田 ・吉王丸 ・新牟田 ・古閑出	
鏡町	鏡中学校区	鏡(旧町)	鏡小・鏡西部小
		文政(旧村)	文政小
		有佐(旧村)	有佐小
東陽村	東陽中学校区	種山・北(公民館分館)	種山村(旧村)
		種山・南(公民館分館)	種山小(分校1)
		種山・小浦(公民館分館)	
		河俣・下(公民館分館)	河俣村(旧村)
		河俣・上(公民館分館)	河俣小(分校1)
泉村	下岳・柿迫・栗木地域 五家荘地域		泉第一・二・三小 氷川流域
			泉第七・八小 川辺川流域

# 地域区分図



### (3) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策の大綱、住民自治を基本とする総合的な体制づくり、公共施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成しています。

特に構成の第4～5節については、11地域で行われた地域ワーキング会議での検討が反映されています。

## — 新市建設計画の構成 —

### 第1節 序論

### 第2節 新市の概況

### 第3節 主要指標の見通し

### 第4節 新市建設の基本方針

#### 1) 新市の将来像

- まちづくりの方向性や具体的な目標を示すもので、4つの柱（実りのくに、拠りのくに、躍りのくに、誇りのくに）に分けて示します。

#### 2) 新市建設の基本方針

- 将来像を実現するための方針を示します。

#### 3) 重点プロジェクトの提案

- 基本方針の中で特に重視すべき取り組みの方針を示します。

#### 4) 土地利用・都市構造

- 地域の社会的、経済的、自然的条件等に充分配慮しながら、長期的展望に基づいた適切な土地利用計画を示します。

#### 5) 地域別整備の方針

- 日常生活圏、歴史的経緯、今後の地域整備の方向性などを考慮し、各地域の特性を活かすため、区分した地域ごとの整備方針を具体的に示します。

### 第5節 施策の大綱

- 4つの柱毎に、将来像を実現するための具体的な取組みを示します。

#### 1) 実りのくに

#### 2) 拠りのくに

#### 3) 跳りのくに

#### 4) 誇りのくに

### 第6節 住民自治によるまちづくりの推進

### 第7節 新市における熊本県事業の推進

### 第8節 公共的施設の適正配置と整備

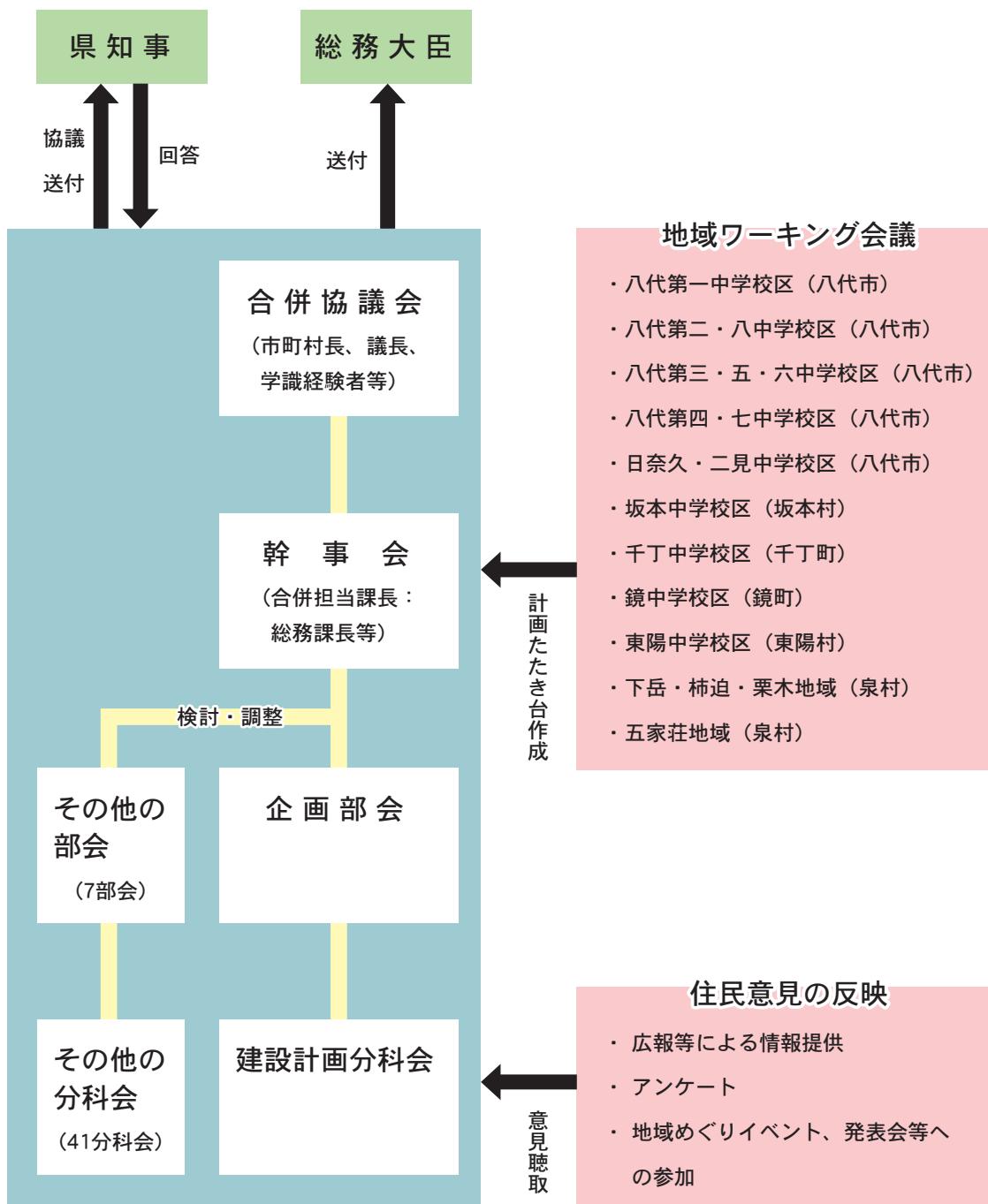
### 第9節 行財政改革

### 第10節 財政計画

## (4) 計画の期間

本計画は、合併年度及びこれに続く 15 年度（平成 32 年度まで）とします。

## (5) 策定体制



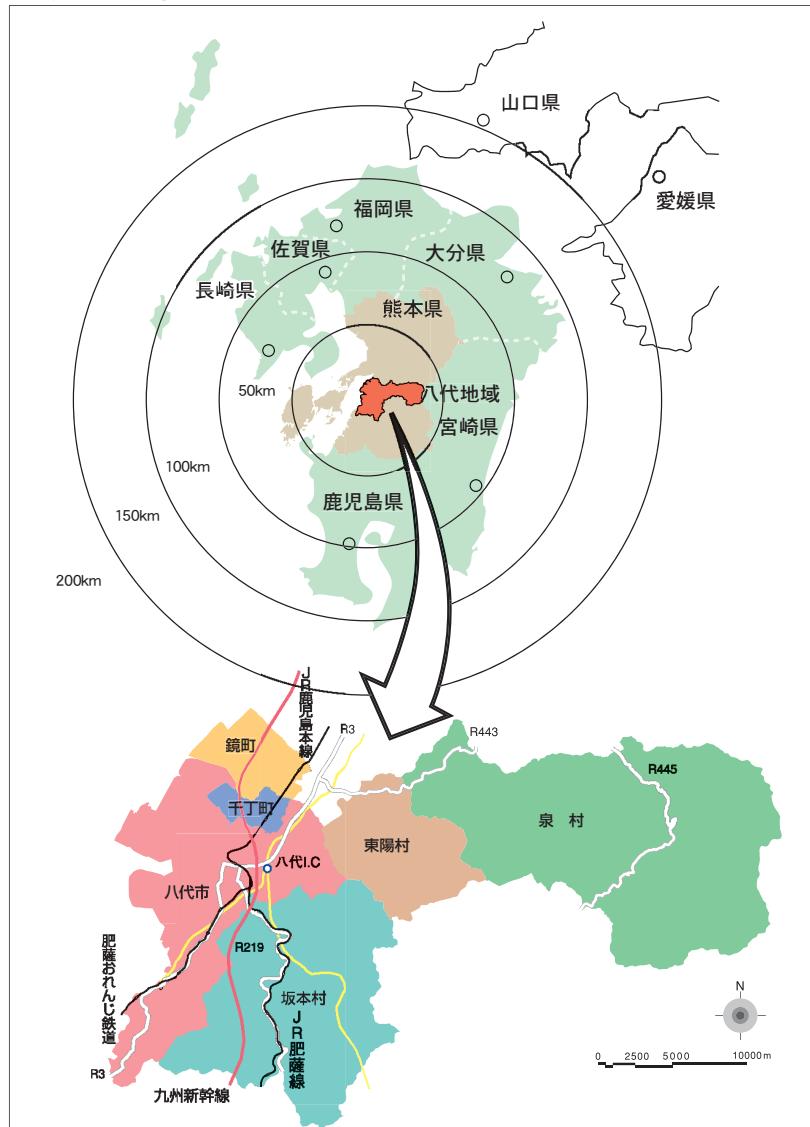
## (6) 計画策定の流れ

時期	検討の流れ	地域ワーキング会議など	行政
平成14年	5月 「八代地域市町村合併検討協議会による「新市将来ビジョンの方向性」パンフ作成		
	9月 8市町村による八代地域市町村合併協議会設置		
	11月 策定方針の協議		
	12月 1.計画単位の見直し		
	1月 2. 地域の見つめ直しから出発する「一体感の醸成」	<b>【1】地域の見つめ直し</b> ◎第1回地域ワーキング会議(1/20~1/24) 「見つめ直し情報地図づくりなど」 ◎第2回地域ワーキング会議(2/17~2/21) 「発表大会・バスツアーの準備など」 <b>☆地域の自慢発表大会(3/9)</b> ・お互いの地域のことを知る機会として、ワーキングメンバーが一堂に会して、「自分たちの地域の自慢」を八代地域の人達に向けて発表。	合併協議会での検討（部会・分科会）
	3月	<b>☆地域めぐりバスツアーイベント(3/22,23,29,30)</b> ・より深くお互いの地域を知るために、ワーキングメンバーをはじめとして住民自らが実際に各地域を訪れる地域めぐりイベントを開催。	
	4月 3. 新市建設計画の検討 1) 新市の建設の基本方針 2) 県事業に関する検討 3) 公共施設の適正配置と整備に関する検討 4) 財政計画に関する検討 5) 住民自治を基本とする総合的な体制づくり	<b>【2】地域別に将来像を検討</b> ◎第3回地域ワーキング会議(5/2~5/15) 「11地域毎に、地域の目標を検討」 ◎第4回地域ワーキング会議(5/27~6/6) 「11地域毎に、具体的な取り組みを検討」	
	9月	<b>【3】新市全体での将来像を検討</b> ◎第5回地域ワーキング会議(6/28,29) 「地域を横断した柱別施策方針の検討」 <b>◆住民検討会議(7/12)</b> 「住民自治によるまちづくり」 ◎第6回地域ワーキング会議(7/26) <b>☆「4つのくに」づくり発表大会</b> ・ワーキング会議の総仕上げとして、全地域のワーキングメンバーはもとより、八代地域の人達に向けて、積み上げてきた成果を発表し、今後の新市建設計画策定に反映させていこうというものです。	
	12月 取りまとめ		
平成16年	3月 6市町村による八代地域市町村合併協議会設置		
	9月 計画(素案)の策定 ●住民説明会 ●関係機関との協議		
	1月 計画(案)の策定 ●協議会への提案・確認 ●県との協議・回答		
	3月 新市建設計画の確定		
平成17年	3月 合併調印による新市建設計画の決定 →国・県への計画書送付		

## 1 位置・地勢

- 八代地域は、熊本市の南約40kmに位置し、西は八代海に臨み、北は上益城郡・下益城郡、東は宮崎県東臼杵郡、南は球磨郡及び葦北郡に接しています。
- 宇城市松橋町から八代市日奈久地区に走る日奈久断層崖によって、西の八代平野と東の山地とに区分され、全面積の約30%が平坦地、70%が山間地からなっています。
- 八代平野は、日本三急流の一つである球磨川や氷川等から流下した土砂が堆積してきた扇状地式三角州が基部となり、永年にわたる干拓事業により、形成された沖積平野となっています。山地の東部は、泉村の国見岳(1,738m)を最高峰として、九州山地の脊梁地帯を形成し、西に低く、谷は狭くて深くなっています。

■新市の位置



## 2 気候

- 八代地域の年平均気温は、14.5°C～16.5°Cと比較的温暖で、年間の降水量は1,800mm～2,000mmです。
- 山間部の年平均気温は14°C～15°C、年間の降水量は2,000mm以上です。

## 3 面積

- 八代地域は、東西50km、南北25kmで、約680.2（68.019ha）の面積を有しています。
- 土地利用別では、森林が全体の約7割を占めています。次いで農用地が11.6%となっており、なかでも八代平野の市町における農用地の占める割合が高くなっています。

### 地 積

		総面積	農用地	森 林	原野	水面・河川・水路	道 路	宅 地	その他
八代地域	面 積 (ha)	68,019	7,888	50,178	6	2,231	2,322	2,688	2,706
	構成比 (%)	100%	11.6%	73.8%	0.0%	3.3%	3.4%	4.0%	4.0%

### 市町村別データ

八代市	面 積 (ha)	14,680	4,399	4,609	5	1,179	982	1,969	1,537
	構成比 (%)	100%	30.0%	31.4%	0.0%	8.0%	6.7%	13.4%	10.5%
坂本村	面 積 (ha)	16,282	378	14,430	1	499	332	110	532
	構成比 (%)	100%	2.3%	88.6%	0.0%	3.1%	2.0%	0.7%	3.3%
千丁町	面 積 (ha)	1,118	782	-	-	61	118	146	11
	構成比 (%)	100%	69.9%	-	-	5.5%	10.6%	13.1%	1.0%
鏡 町	面 積 (ha)	2,824	1,764	-	-	266	304	361	129
	構成比 (%)	100%	62.5%	-	-	9.4%	10.8%	12.8%	4.6%
東陽村	面 積 (ha)	6,456	278	5,518	-	91	145	54	370
	構成比 (%)	100%	4.3%	85.5%	-	1.4%	2.2%	0.8%	5.7%
泉 村	面 積 (ha)	26,659	287	25,621	-	135	441	48	127
	構成比 (%)	100%	1.1%	96.1%	-	0.5%	1.7%	0.2%	0.5%

H14「土地利用現況把握調査」（熊本県土地資源対策課）

## ④ 人口・世帯

- 八代地域の人口は平成 12 年で 140,655 人であり、昭和 30 年から 14.6% 減少し、昭和 55 年から一貫して減少傾向にあります。
- 八代地域の中心都市である八代市は、昭和 30 年の 99,487 人から昭和 60 年の 108,790 人まで 9.4% 増加していますが、その後は横ばいから減少に転じ、平成 12 年には 106,141 人とピーク時の昭和 60 年から約 2.4% 減少しています。
- 八代郡 5 町村の人口は昭和 30 年から一貫して減少傾向にあり、千丁町が 19.2% 減とマイナス幅が比較的小さいものの、鏡町が 32.5% 減、東陽村 51.8% 減、泉村 63.8% 減、坂本村 69.9% 減と大きな減少となっています。
- 世帯数は八代地域全体で昭和 55 年から平成 12 年の間で 12.8% の増加となっています。なかでも八代市の 18.2% や千丁町の 15.7% の増加が目立っています。
- 1 世帯当たりの人口では昭和 55 年の 3.7 人から平成 12 年には 3.1 人と減少しており、今後も核家族化が進んでいくことが予測されます。

### ■ 人口の推移

	S 30年	S 40年	S 45年	S 50年	S 55年	S 60年	H 2年	H 7年	H 12年	H 12/S 30増減
八代地域	164,725	156,277	149,647	147,715	150,389	149,421	145,959	143,712	140,655	-14.6%
市町村別データ										
八代市	99,487	102,511	101,866	103,691	108,194	108,790	108,135	107,709	106,141	6.7%
坂本村	19,143	14,728	12,037	10,308	9,239	8,552	7,137	6,502	5,771	-69.9%
千丁町	8,654	7,905	7,463	7,268	7,268	7,102	7,093	7,024	6,989	-19.2%
鏡町	23,953	20,479	19,443	18,755	18,578	18,300	17,345	16,604	16,174	-32.5%
東陽村	5,822	4,633	3,934	3,493	3,307	3,211	3,062	2,921	2,805	-51.8%
泉村	7,666	6,021	4,904	4,200	3,803	3,466	3,187	2,952	2,775	-63.8%

国勢調査

### ■ 世帯数の推移

	S 55年	人口/世帯	S 60年	人口/世帯	H 2年	人口/世帯	H 7年	人口/世帯	H 12年	人口/世帯	(世帯数)
八代地域	40,818	3.7	42,188	3.5	42,975	3.4	44,956	3.2	46,056	3.1	12.8%
市町村別データ											
八代市	30,308	3.6	31,557	3.4	32,800	3.3	34,811	3.1	35,824	3.0	18.2%
坂本村	2,438	3.8	2,530	3.4	2,155	3.3	2,122	3.1	2,050	2.8	-15.9%
千丁町	1,615	4.5	1,636	4.3	1,704	4.2	1,762	4.0	1,868	3.7	15.7%
鏡町	4,656	4.0	4,697	3.9	4,605	3.8	4,595	3.6	4,638	3.5	-0.4%
東陽村	782	4.2	787	4.1	779	3.9	772	3.8	787	3.6	0.6%
泉村	1,019	3.4	981	3.5	932	3.4	894	3.3	889	3.1	-12.8%

国勢調査

## 5 就業人口の推移

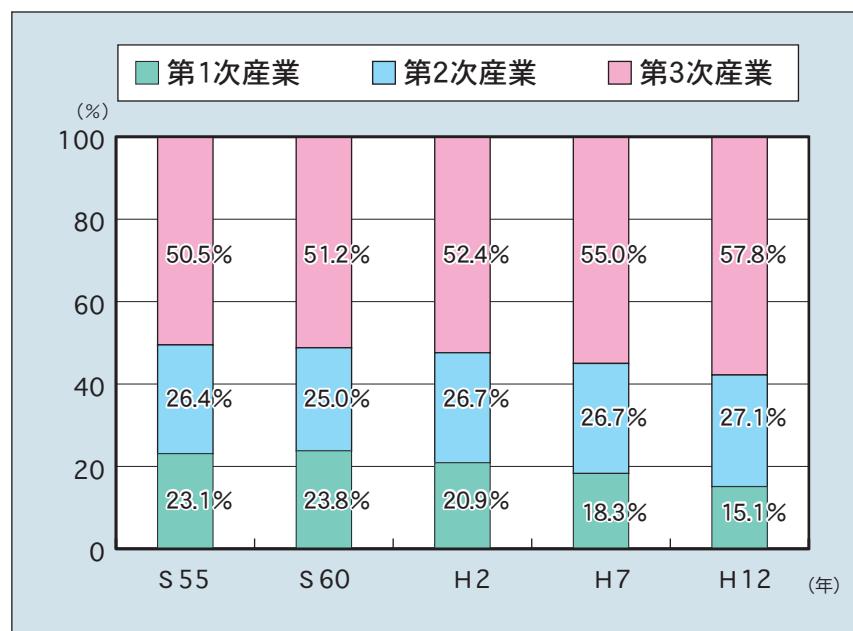
- 産業別就業人口の構成比の変化を昭和 55 年と平成 12 年で比較してみると、第 1 次産業の構成比が 23.1% から 15.1% に 8.0 ポイント低下し、第 2 次産業が 26.4% から 27.1% とほぼ横ばい、第 3 次産業が 50.5% から 57.8% に 7.3 ポイント増加となっており、第 1 次産業が減少する一方で第 3 次産業が増加していることが顕著となっています。

■産業別就業人口の推移

(人、%)

		S 55年	S 60年	H 2年	H 7年	H 12年
第1次産業	就業者	16,693	16,897	14,739	12,888	10,225
	構成比	23.1%	23.8%	20.9%	18.3%	15.1%
第2次産業	就業者	19,099	17,765	18,807	18,836	18,282
	構成比	26.4%	25.0%	26.7%	26.7%	27.1%
第3次産業	就業者	36,483	36,295	36,965	38,735	38,993
	構成比	50.5%	51.2%	52.4%	55.0%	57.8%
計		72,275	70,957	70,511	70,459	67,500

(国勢調査)



## 1 人口

- 平成7年から平成22年までの数値は、各年における国勢調査のデータを実績値として用いました。平成27年、平成32年の人口予測については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」のコーホート要因法<sup>注）</sup>による推計値を用いました。
- 推計値によると、平成17年の136,886人が平成32年には120,083人になり、大幅な減少傾向となることがうかがえます。
- 減少率をみると、平成7～12年の5年間で△2.1%、平成12～17年で△2.7%、平成17～22年で△3.4%、平成22～27年で△4.5%、平成27～32年で△4.9%と減少傾向の割合が大きくなっています。人口減少のスピードが増していくと予測されます。

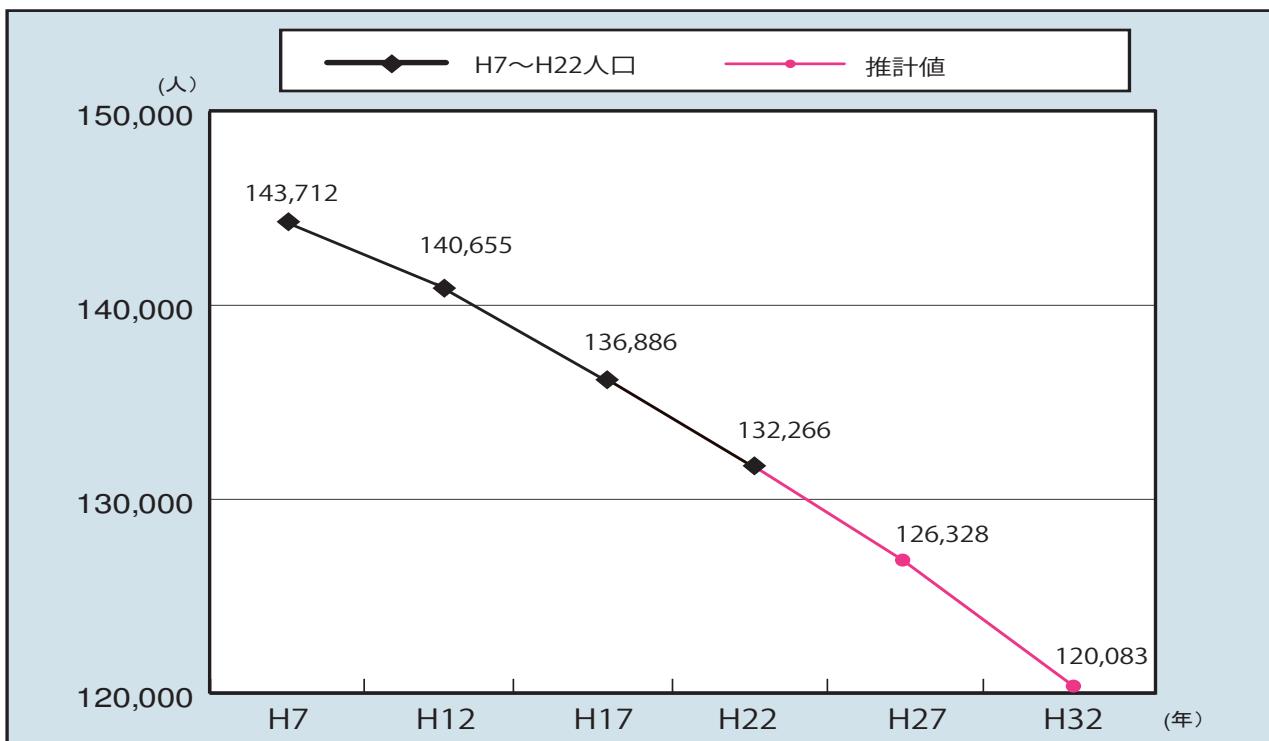
注）コーホート要因法とは、基準年の性・年齢別人口（コーホート）をもとに、変化の要因（出生率、生残率、社会移動率等）を考慮して、次の年の性・年齢別人口を推計し、この繰り返しによって将来の人口を推計していく方法です。

### ■ 人口の推計

(単位:人、%)

	実績値:国勢調査				推計値:コーホート推計値	
	H7	H12	H17	H22	H27	H32
総人口	143,712	140,655	136,886	132,266	126,328	120,083
減少率	-	△2.1	△2.7	△3.4	△4.5	△4.9

資料:八代市統計年鑑(平成25年度版) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市町村将来推計人口」



## 2 人口構造

- 年齢3階層別の人団では、年少人口の総人口に占める割合が平成17年の13.8%から平成32年には11.2%に減少し、生産年齢人口についても同様に60.4%から53.8%に減少しています。
- 一方、高齢化率（総人口に占める老人人口の割合）が平成17年の25.7%から平成32年には34.9%に増加しています。
- 年少人口の減少傾向と高齢化率の増加傾向から、今後、少子高齢化が急速に進展すると予測されます。

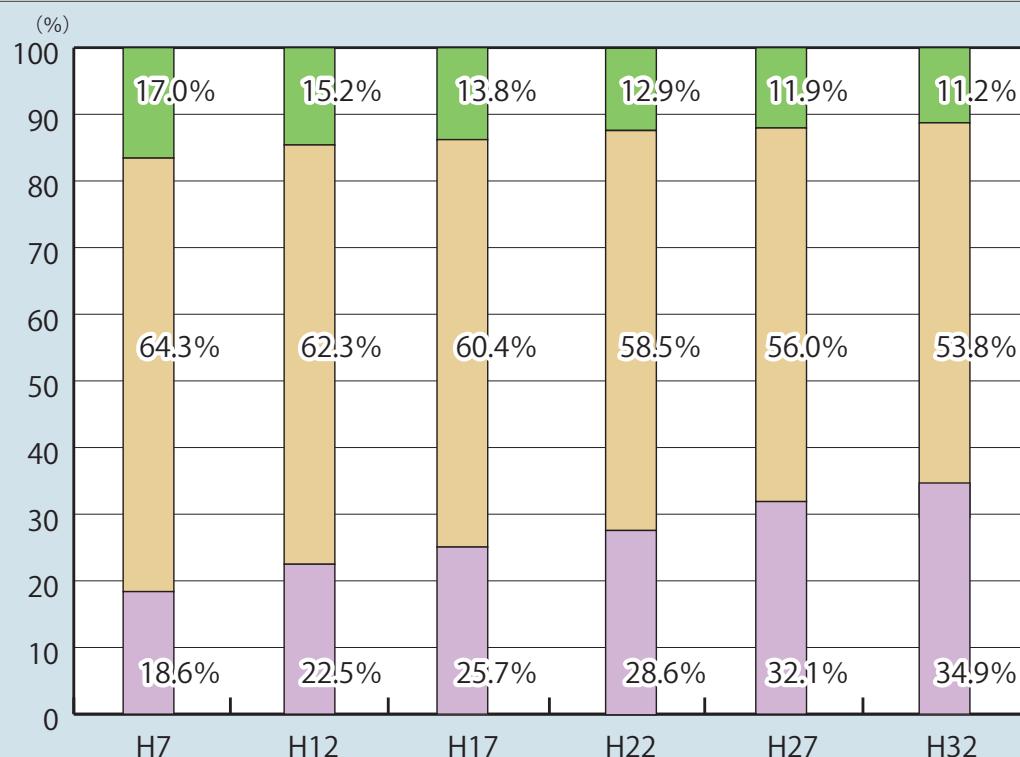
### ■年齢3階層別人口の推計

(単位:人、%)

	構成比	実績値:国勢調査				推計値:コーエート推計値	
		H7	H12	H17	H22	H27	H32
年少人口 (15歳未満)	構成比	24,496	21,347	18,876	16,842	15,033	13,457
		17.0	15.2	13.8	12.9	11.9	11.2
生産年齢人口 (15~64歳)	構成比	92,388	87,621	82,622	76,585	70,719	64,662
		64.3	62.3	60.4	58.5	56.0	53.8
老人人口 (65歳以上)	構成比	26,675	31,606	35,137	37,378	40,576	41,964
		18.6	22.5	25.7	28.6	32.1	34.9

※年齢不詳は含まないため、各年の合計値はP14の総人口数とは異なる。

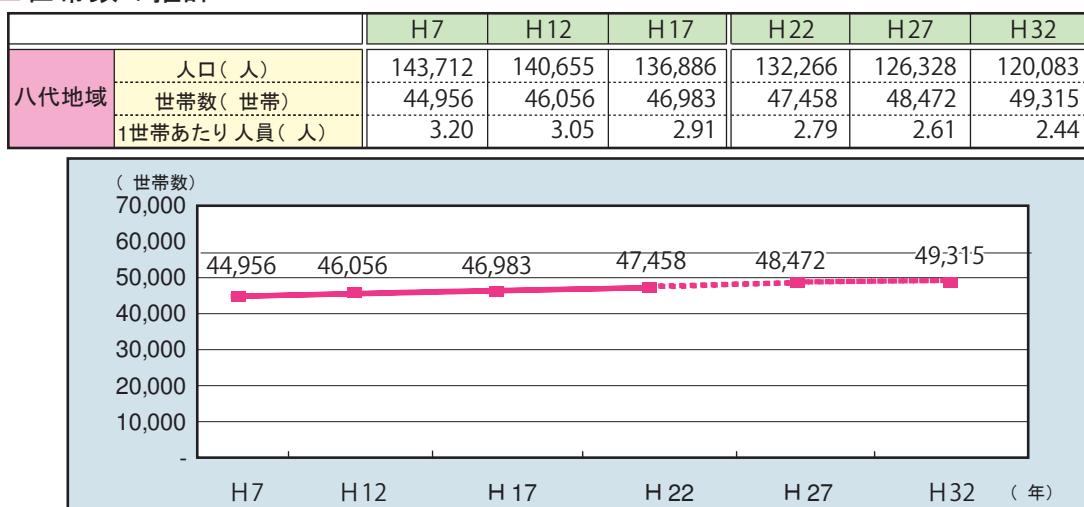
■ 老年人口(65歳以上) ■ 生産年齢人口(15~64歳) ■ 年少人口(15歳未満)



### 3 世帯数

- 平成 7 年から平成 22 年までの合併前後の市町村の世帯数（国勢調査：各年の 10 月 1 日時点）を実績値とし、世帯数の回帰分析（指数関数）により推計値を算出し、その推計値と人口の推計値より 1 世帯当たり人員を算出しました。
- 傾向としては、世帯数が平成 17 年の 46,983 世帯から平成 32 年には 49,315 世帯に増加し、逆に 1 世帯当たり人員は 2.91 人から 2.44 人に減少し、核家族化が進行すると予測されます。

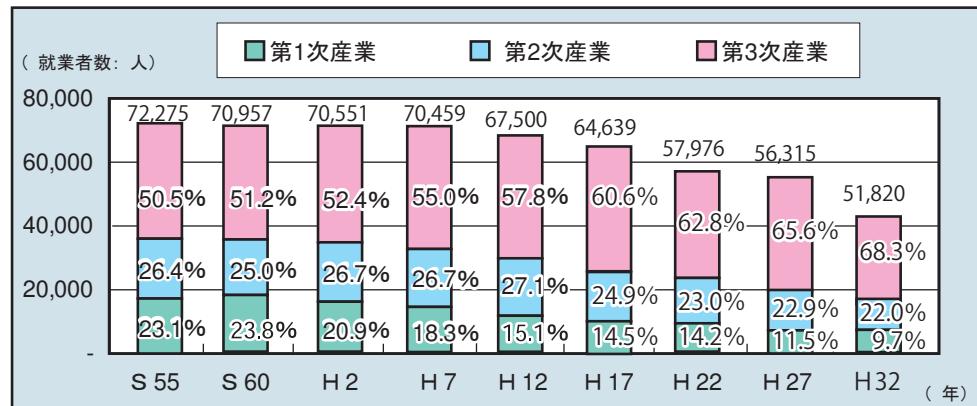
#### ■世帯数の推計



### 4 就業人口

- 昭和 55 年から平成 22 年までの産業別就業人口（国勢調査：各年の 10 月 1 日時点）を実績値とし、産業別就業者数の構成比及び全就業者数の直線回帰により推計値を算出しました。
- 就業者数は減少傾向にあり、平成 32 年の全就業者数は 51,820 人と予測されます（平成 17 年からの減少率：△ 19.8%）。
- 産業別の構成比では、第 1 次産業、第 2 次産業は減少、第 3 次産業は増加の傾向が推測されます。

#### ■就業人口の推計



## ① 新市の将来像

### (1) 新市づくりの理念

#### 「“創生” 輝く新都八代」

—豊かな資源を活かし、個性きらめく交流拠点都市へ—

八代地域は、九州の屋根である九州山地から恵みの源である八代海までの圏域を持ち、多様で豊かな自然や恵まれた地理的条件と、それらに培われてきた歴史、文化があります。一方で、八代地域内の1市2町3村では、これまでにそれぞれのまちの特性に即した個性豊かなまちづくりが進められてきました。

それぞれのまちが持っている力を結集し、八代地域全体が一つになって発揮される「豊かな実り」と「高い拠点性」によって、自立した「くに」のような力強い自治体として発展していくことが可能です。そして、そこでは「いきいきと躍動する地域のまちづくりを担う人」が育ち、自ら住む地域の環境を磨き、「生きがいと誇りを持って、安全で安心して暮らす」ことが出来るようなまちになっていきます。

山間地域の集落から八代平野の市街地まで、それぞれの魅力を十分に発揮し、それを全体で享受しあい、さらに世界につながる拠点性をも持つことは、まさに一国の営みにも似た「くにづくり」に他なりません。

身近な地域の環境と活力を大切にし、住民と行政との協働による人権尊重やユニバーサルデザインの理念を生かしたまちづくりを着実に進めていくことを基礎として、山、川、海、野という多様な自然や培われた豊かな歴史・文化と調和した「くにづくり」を目指していきます。

### (2) 新市の将来像

新市づくりの理念で示す「くにづくり」が目指す新市の将来像を以下に示します。

#### 惠まれた資源を活かして、発展する豊かなまち

新市の固有性は、「豊かな実り」と「高い拠点性」です。

多様で豊かな風土は新市の誇りです。それを今一度再確認し、そこで築き上げられた文化を磨き上げ、八代地域でしか得られない固有のまちの財産として、新市住民で共有していけるまちにしていきます。

また、この八代地域は古くから政治・文化・産業経済の中心地として繁栄し、近年も交通の要所としての立地条件を活かした熊本県随一の産業集積による拠点都市としての発展を遂げてきました。昨今の拠点としての力の相対的な低下に対して、九州新幹線の開通や国際物流拠点港湾として八代港の機能強化等により、今一度八代地域の特徴としての県南、さらには南九州の拠点都市としての躍進を図っていきます。

以上の2つの固有性を高めるまちづくりとして、以下の2つにくにづくりを新市の将来像として掲げます。

### 「<sup>みの</sup>実りのくに」づくり

八代地域の山から海までの多様な自然の恩恵と、先人の英知により築き上げられた農林水産業の技により授かる恵みを受けて、豊かさを実感できる新市を目指します。

### 「<sup>よ</sup>抛りのくに」づくり

従来からの産業の集積と広域交通の拠点性を背景に、九州新幹線の開通を大きなきっかけとしてさらなる拠点性の充実を図り、南九州の活力を牽引する新市を目指します。

## 人と地域が主役のまち

新市における人と暮らしの基本は、最も身近な地域社会にあります。

人として誰もが尊重され、八代地域のそれぞれの地域の人と暮らしがいきいきしたものになるためには、それぞれの地域での住民自治によるまちづくりと、新市全体での連携による高度で多様なまちづくりの推進の両面での施策の推進が不可欠です。

新市の中のそれぞれの地域の豊かな個性を伸ばし、かつ地域同士の連携に刺激されて人と暮らしがいきいきとするまちづくりとして、以下の2つにくにづくりを新市の将来像として掲げます。

### 「<sup>おど</sup>躍りのくに」づくり

豊かな自然と歴史・文化に培われた知恵、そして拠点としての多様な交流に支えられて、このまちで力強く躍動して生きる人が育つ新市を目指します。

### 「<sup>ほこ</sup>誇りのくに」づくり

安全で安心して暮らせる身近な環境を、ユニバーサルデザインの考え方をもとに、住民が主体となって磨き、活力があり個性豊かなコミュニティで、互いに人権を尊重し合い、誇りを持って暮らすことが出来る新市を目指します。

## (3) 地方分権に対応したまちづくりの推進

新市の将来像を実現していく上で、今の地方自治体が置かれている地方分権の大きな動きを踏まえたまちづくりの推進が不可欠です。

今後、地方自治体の権限が強化されると同時に、住民と行政が協働で自分たちのまちづくりの方向性を決め、その決定にお互いが責任を持つことが求められます。さらに、住民と行政がそれぞれに役割分担して、まちづくりを推進していくことが必要です。

### 【補完性の原則に基づく協治（ガバナンス）の推進】

地域課題の解決に向けて、共同で取り組む内容や解決に必要な役割分担などについて合意を形成して取り組んでいく上では、「住民に出来ることは住民で行い、地域で出来ることは地域で行う。それでも解決出来ないものは行政が担う」という【補完性の原則】の考え方方が重要になります。



補完性の原則

### 協治（ガバナンス）

※ 協治（ガバナンス）とは、自己責任で行動する個人が多様な組織に参加して、新たな公を創出するという考え方。官主導の統治とは対極の概念(2000年「21世紀日本の構想懇談会」の報告書で登場した訳語)

このような認識に立って、新市においては住民の身近な暮らしの範囲である、各地域における住民主体の個性豊かなまちづくりを進める住民自治の拡充を目指していきます。そして、そのための住民自治組織の位置づけ、支える行政体制や制度など、分権型の住民自治システムを構築していきます。

## (4) 将來目標人口

新市の人口は、平成32年には12万人前後にまで減少すると推計されています。  
(第3節)

人口減少社会に突入した現代においては、人口減少に歯止めをかけるため、広域的拠点性を活かした企業誘致や若者定住施策などの活力ある地域社会づくりにより、現状（平成25年度末）の13万人の維持を目指していきます。

## ② 新市建設の基本方針

### (1) 「<sup>みの</sup>実りのくに」づくりの基本方針

#### 1. 多様で豊かな自然を守り育む

【方針：1-1】球磨川と氷川それぞれの流域全体で水の環境を守り育む

- 八代地域の山から海までの多様な自然環境を、水とそれを取り巻く様々な自然環境ととらえ、流域意識を持って家庭から森林までの幅広い自然環境保全・育成を総合的に進めます。

【方針：1-2】各地域の特徴ある自然環境を守り育む

- 各地域で特徴のある自然環境（干潟・干拓地・里山・棚田・自然林等）が持つ価値を十分に評価し、その保全・育成に努めます。



#### 2. 自然と共生する暮らしの実現

【方針：2-1】地域の自然資源を活かした八代地域全体での交流の推進

- それぞれの地域の自然資源の保全・育成を通じた環境学習・環境保全活動を、八代地域全体での交流のネットワーク化を進め、暮らしに根ざした環境保全活動を広めていきます。

【方針：2-2】自然との共生に根ざした環境保全型社会の創造

- 自然との共生を目指して、総合的な環境保全の推進のための指針づくりや事業計画、推進体制の確立を進めます。
- 廃棄物の発生抑制を前提に、さらには環境負荷の低減、資源の有効利用、環境汚染物質の排出抑制などの観点から、再生可能な資源物はできる限り積極的に利用する社会への転換、すなわち「資源循環型社会」の構築を推進します。

【方針：2-3】地球にやさしく、人にやさしい新エネルギー対策の推進

- 地球規模の環境問題に対応するため、資源、エネルギーの節約と有効利用及び新エネルギーの利活用を積極的に進めます。

#### 3. 豊かな実りの享受

【方針：3-1】各地域の自然から生み出される特産品による農林水産業の活性化の推進

- 八代地域の多様な風土の恵みである農林水産物による特産品づくりを基に、ブランド化や観光との連携など多様な活動展開による活性化を進めます。

【方針：3-2】安全で安心な農林水産物づくりと地産地消の推進

- 生産者と消費者がお互いの顔が見えて信頼関係が構築できる域内流通を推進し、安全で安心な食材の提供を可能とする生産流通体制の整備を進め、新市の農林水産業のイメージアップを図っていきます。

**【方針：3-3】将来の農林水産業を担う人材の育成・確保**

- 多様な農林水産業の取り組みを情報発信し、担い手や人材育成を積極的に進めます。

**【方針：3-4】農業の経営基盤の強化と生産基盤整備の推進**

- 八代地域の豊かな風土を活かした足腰の強い農業経営を目指し、組織、生産基盤、技術の総合的な農業生産活動の強化を図ります。

**【方針：3-5】豊かな森林資源を活かし、安定した林業経営の推進**

- 林道整備等の基盤整備や間伐等の森林整備を推進しつつ、新市における地域材の活用や各種森林資源からの恵みを享受できる流通体制を整備し、総合的な林業支援を推進します。

**【方針：3-6】豊かな八代海の恵みを活かし、安定した漁業経営の推進**

- 漁業経営の安定を目指した水産資源の確保と漁業基盤の強化を推進し、さらに観光との連携などによる多様な活動を進めます。



## (2) 「**拠**りのくに」づくりの基本方針

### 1. 拠点にふさわしい工業

【方針：1-1】広域交通網を活かした南九州物流拠点の形成

- 広域交通網やこれまでの産業集積を活かして、アジア地域等に開けた南九州の物流拠点の形成を図ります。

【方針：1-2】新技術・生産技術向上による工業の活性化

- 豊富な工業用水や地域資源の有効な活用を図り、厳しい企業競争に勝つために技術力・生産性の向上を目指す企業振興を図ります。また、八代高専などの高等教育機関との産学連携による新技術・新製品の開発を支援します。

【方針：1-3】企業誘致・地場産業の振興等による雇用の創出

- 企業誘致・地場産業の振興等を促進し、新規学卒者やUIターンなどの地元就職希望者等の安定的な雇用の場の確保を図ります。

### 2. 拠点にふさわしい商業

【方針：2-1】中心市街地の活性化

- 新市の顔としての八代中心市街地の拠点機能強化を図り、商業活性化とともに、都心としての複合的な魅力と活力のある拠点形成を推進します。また、日常生活の利便性に配慮した鏡町の既存商店街を中心に便利で特色ある商業拠点形成を推進します。

【方針：2-2】魅力ある商店街づくりの推進

- 暮らしに身近な各地域の商店街においては、周辺大型店との連携による商業活性化を図ると共に、それぞれの地域の特性を活かした便利で魅力ある商店街づくりを進めます。
- 新八代駅を中心とした新たな広域交流拠点形成を、八代中心市街地や県道八代港線沿いの商業集積地と連携・分担して進めます。

### 3. 拠点の魅力を高める観光

【方針：3-1】各地域の多様で豊かな観光資源を活かし、連携した魅力ある観光の推進

- 八代地域の多様な歴史・風土が育んできた魅力的な観光資源を磨き上げ、それらを連携することにより、四季を通じて楽しめる観光ネットワークを構築します。



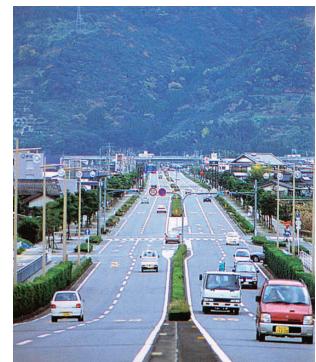
【方針：3-2】各地域の自然や歴史・文化資源を活かした体験交流型観光の推進

- 近年の多様な観光ニーズに応じて、八代地域の歴史・風土・自然を活かし、各地域の生活や産業との連携による体験交流型観光の振興を図ります。

## 4. 抱点を支える基盤

### 【方針：4-1】広域交通ネットワークの充実

- 新市の発展を支える広域交通ネットワークの充実を図ります。
- 新幹線開通（新八代駅～鹿児島中央駅間）を契機に、さらに今後の全線開業を見据えた新八代駅周辺整備やアクセス道路の整備、在来線との連携を強化するとともに、鉄道と連携した新市内の公共交通としてのバスサービスの充実を図ります。



### 【方針：4-2】情報通信基盤の充実と利活用の推進

- 高度情報化社会に対応し、日常の暮らしを支える情報通信ネットワークの確立を図ると共に、新市の魅力を発信する情報拠点の形成を図ります。



### (3) 「躍りのくに」づくりの基本方針

#### 1. 次代を担う人づくり

##### 【方針：1-1】学校と地域が一体となった子ども達の育成

- 小、中学校と地域が一体となって、それぞれの地域における特色ある教育環境を創造していきます。
- 特に地域での様々な体験活動や地域行事などの交流を通じて地域の人達が子ども達の健全な育成を支えるとともに、子ども達が地域を誇りに思えるような地域の教育力を高めていきます。



##### 【方針：1-2】新市の多様性と広域性を活かした子ども達の育成

- 新市全体での様々な交流・体験の機会を創造することにより、幅広い視野と豊かな個性を持った子ども達の育成を図ります。
- 高等教育機関の充実・誘致により、より高い学術、文化の向上と人材の育成を図るとともに、研究成果の地域還元を図ります。

#### 2. 生きがいを求ることでの人づくり

##### 【方針：2-1】身近な地域の活動を通じた人づくりの推進

- 各地域の生涯学習施設を拠点に、各地域に残る歴史や文化・高齢者の知恵を活かした多様な学習機会の創造を図ります。

##### 【方針：2-2】新市の多様性と広域性を活かした人づくりの推進

- 多様な文化交流やスポーツ交流を通じた人づくりを進めるとともに、高等教育機関の充実、誘致により高度な学習機会を創出し、多様な学習ニーズへの対応を図ります。

##### 【方針：2-3】新市の多様性と拠点性を活かした国際化の推進

- 新市が持つ多様な魅力や拠点性を活かし、国際社会の中で独自性を持った地域の文化を育み、多彩な国際交流や国際協力を通して、国際社会に羽ばたく人づくりを進めます。

#### 3. まちづくりの中での人づくり

##### 【方針：3-1】地域づくりと一体となった人づくりの推進

- 各地域のまちづくり活動の推進を通じて、地域への愛着とコミュニティづくりを進め、地域を担う人材を育成します。

##### 【方針：3-2】各地域の多様なまちづくり活動の広域交流による人づくりの推進

- 各地域の多様なまちづくり活動を担う人達の交流により、広い視野と新市としての一体感の醸成を図り、新市全体のまちづくり活動の活性化とそれを支える人材づくりを進めます。

## (4) 「<sup>ほこ</sup>誇りのくに」づくりの基本方針

### 1. 一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、いきいきと安心して暮らせるまちづくり

【方針：1-1】誰もがその能力・個性を發揮し、お互いに人権を尊重・協調し合えるまちづくりの推進

- 誰もが、その人権を尊重され、社会のあらゆる分野で平等に活躍し、共に支え合っていける社会を目指します。

【方針：1-2】安心して子どもを産み、育てられるまちづくりの推進

- 少子化対策の総合的な取り組みとしての次世代育成支援行動計画（仮称）の策定を基本に、それぞれの地域で安心して出産、子育てができる環境と各種支援の充実を図ります。

【方針：1-3】誰もが健康にいきいきと暮らせるまちづくりの推進

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指して、保健、医療、福祉のあらゆる面において、各地域における身近できめ細かいサービス体制と、新市全体における質の高い高度なサービス体制を確保し、両者が密接に連携したサービス体系の確立を図ります。
- 健康づくりへの取り組みを重視し、保健、医療と福祉との連携による予防的な施策を推進します。

### 2. 人と自然と共生した暮らしやすい生活環境の実現

【方針：2-1】各地域の特性を活かして人と自然が共生する生活環境づくりの推進

- 各地域の身近で多様な自然資源を活かした生活環境づくりを推進します。
- 各地域の個性豊かな景観づくりを推進します。



【方針：2-2】環境にやさしいまちづくりの推進

- 水循環や自然生態系に配慮した家づくりから宅地の緑化、公共施設の整備等の生活環境づくりを、環境影響に配慮して推進するため、様々な技術や工夫を新市全体での取り組みとして広げていきます。

【方針：2-3】誰もが安全で暮らしやすい生活基盤づくりの推進

- 市街地や集落、農地、自然環境が適切に調和した土地利用を推進するとともに、安全・快適な居住基盤条件の整備を各地域の状況に応じてきめ細かく推進します。

【方針：2-4】誰もが安全で安心して快適に暮らせる生活環境づくりの推進

- 各地域の特徴を活かして、安全で安心して快適に暮らせる、かつ若者定住を促進するための生活環境の整備を推進します。

- 農林漁業や自然環境との調和を図りつつ、新市の将来を見据えた適切な市街地の誘導を図ります。

#### 【方針：2-5】豊かな歴史・文化を活かした文化の香り高いまちづくりの推進

- 各地域の風土により培われた歴史・文化を活かし、市民が自分の住む地域に誇りを持って暮らせる文化の香り高いまちづくりを進めます。

### 3. 住民主体のまちづくり

#### 【方針：3-1】各地域の独自性を活かした住民主体のまちづくりの推進

- 各地域の身近なまちづくりは、それぞれの地域の独自性を活かした住民主体、住民の自治による推進を図ることを基本に、その推進を支える体制や組織、支援制度の充実を図っていきます。

#### 【方針：3-2】各地域の連携による活発な住民主体のまちづくりの推進

- 各地域での住民自治によるまちづくりの推進を背景に、新市全体でのまちづくりを担う人達の交流を促進し、より活発なまちづくり活動の推進を図ります。

#### 【方針：3-3】行財政改革の推進

- 各地域における住民の主体的なまちづくりへの対応や住民サービスの向上と行政の事務効率化及び健全な財政運営をめざして、支所の役割の明確化、定員適正化計画による計画的な職員の削減、個人情報の管理に留意した電子自治体の構築のためのシステム整備や体制の充実、事務事業の整理合理化やコスト縮減などによる歳出の抑制及び財源の安定確保を図ります。



# ■基本方針の体系 ~ “創生” 輝く新都八代~

## 将来像 4つのくにづくり 基本方針 施策の大綱 (具体的な施策方針)

惠まれた資源を活かして、発展する豊かなまち

実りのくに

1. 多様で豊かな自然を守り育む

【方針1-1】球磨川と氷川それぞれの流域全体で水の環境を守り育む

- ①各家庭・事業所から、水を大切にし汚さない暮らしや産業活動を進める
- ②河川と海の環境を守り、きれいにする活動を進める
- ③河川と海の自然環境の保全・再生を進める
- ④河川と海の自然環境に親しむ豊かな暮らしを実現する
- ⑤河川水及び地下水の適正使用と水を育む涵養域の保全を進める

【方針1-2】各地域の特徴ある自然環境を守り育む

- ①干潟の保全と多様な生態系の回復を進める
- ②干拓地を中心とする田園地帯の保全と豊かな景観の形成を進める
- ③豊かな里山文化の継承と里山環境の保全・育成を進める
- ④環境保全機能強化のための棚田環境の保全・育成を進める
- ⑤自然林等の保全・育成を進める
- ⑥希少種を含む野生動植物の生息調査及び保護に努める

【方針2-1】地域の自然資源を活かした八代地域全体での交流の推進

- ①地域の自然資源の保全と育成を進める
- ②地域の自然資源を活かした交流拠点整備、機能の強化による活動のネットワーク化を進める
- ③地域の自然資源に配慮した地域を結ぶ道路・交通機能のネットワーク強化を進める

【方針2-2】自然との共生に根ざした環境保全型社会の創造

- ①市民・事業者・行政の3者が一体となり、それぞれの役割に応じたごみの排出抑制とリサイクルへの取り組みを進める
- ②地域の特性と実践的な取り組みに根ざした総合的な環境教育を進める
- ③環境負荷の低減を目指した学習機能を持つ施設による地域環境づくりを進める
- ④特定事業場等の調査監視に努め、公害防止対策を推進する
- ⑤有害化学物質の環境調査及び情報収集を行うことにより環境汚染の未然防止を図る
- ⑥資源循環型社会に相応しい総合的な廃棄物対策を進める

【方針2-3】地球にやさしく、人にやさしい新エネルギー対策の推進

- ①地球温暖化防止対策のための温室効果ガスの排出削減に向けた省エネルギー対策を進める
- ②既存及び新エネルギーの総合的な有効活用による省資源施策を進める
- ③公共施設が率先して地域特性に合致した環境保全に必要な取り組みを進める

【方針3-1】各地域の自然から生み出される特産品による農林水産業の活性化の推進

- ①地場産品による商品開発・ブランド化を進める
- ②農林水産業を活かした体験交流型観光を進める
- ③拠点による特産品の情報発信を進める

【方針3-2】安全で安心な農林水産物づくりと地産地消の推進

- ①安全な「食」を支える地産地消を進める
- ②地産地消を支える生産流通体制の整備を進める
- ③生産者と消費者の交流を促進する
- ④自然にやさしい農林水産業を進める

【方針3-3】将来の農林水産業を担う人材の育成・確保

- ①各地域の情報発信と交流を進める
- ②各地域の活動連携や交流を進める人材育成の拠点機能を確立する

【方針3-4】農業の経営基盤の強化と生産基盤整備の推進

- ①自立的な農業経営体の育成を進める
- ②各地域の農業環境に応じた生産基盤の強化を進める
- ③各地域の農業環境に応じた農業技術の開発・普及を進める

【方針3-5】豊かな森林資源を活かし、安定した林業経営の推進

- ①林業経営基盤を強化するとともに森林整備を推進する
- ②森林資源の活用における八代地域全域での林業支援を進める

【方針3-6】豊かな八代海の恵みを活かし、安定した漁業経営の推進

- ①栽培漁業と水産資源の管理による安定した水産資源の確保を図る
- ②漁港・漁場の整備等、漁業基盤の強化を進める
- ③養殖漁業を推進する
- ④体験型観光漁業の振興を進める

## 基本方針

## 施策の大綱（具体的な施策方針）

## 1. 拠点にふさわしい工業

## 【方針1-1】広域交通網を活かした南九州物流拠点の形成

- ①重要港湾八代港と高速交通網を利用して、国際物流拠点都市を目指す
- ②ポートセールスを推進し、コンテナ定期航路の誘致を進める
- ③貿易関連機関と連携を密にし、企業貿易の拡大を促進する

## 【方針1-2】新技術・生産技術向上による工業の活性化

- ①産学連携を促進し、新技術・新製品の開発を行う
- ②人材育成を支援し、経営体制の強化を図る
- ③企業間の交流を密にして人材育成・技術向上を促進する
- ④環境に配慮した産業、ベンチャー企業の育成を支援する

## 【方針1-3】企業誘致・地場産業の振興等による雇用の創出

- ①企業誘致及び地場産業の振興を促進し、雇用の拡大を図る
- ②新規学卒者・Uターンなどの地元就職希望者への就業の確保を図る
- ③国・県等関連機関との連携を密にして幅広い雇用機会の提供を図る

## 2. 拠点にふさわしい商業

## 【方針2-1】中心市街地の活性化

- ①新市の顔としての八代中心市街地の活性化を推進する
- ②鏡町の既存商店街を中心に便利で特色ある商業拠点の形成を進める

## 【方針2-2】魅力ある商店街づくりの推進

- ①大型店と既存商店街との連携による商業活性化を進める
- ②新八代駅を中心とした新たな広域交流拠点の形成を八代中心市街地や県道八代港線沿いの商業集積地と連携・分担して進める
- ③地域の特性を活かした魅力ある商店街づくりを進める

## 【方針3-1】各地域の多様で豊かな観光資源を活かし、連携した魅力ある観光の推進

- ①各地域で育まってきた多様で豊かな観光資源を磨き上げる
- ②歴史・文化資源を活かし、連携して魅力ある新市の観光を進める
- ③自然資源を活かし、連携して魅力ある新市の観光を進める
- ④イベントや祭りを活かし、連携して魅力ある新市の観光を進める
- ⑤各地域の観光資源を結び、魅力をつなぐネットワーク・ルートづくりを進める
- ⑥新市の総合的な観光情報の発信を、四季の変化や歳時記のような時間の流れを意識して進める

## 【方針3-2】各地域の自然や歴史・文化資源を活かした体験交流型観光の推進

- ①歴史学習・伝承を主眼とする交流型観光を進める
- ②自然環境学習を主眼とする体験交流型観光を進める
- ③都市の賑わいと魅力を味わう都市型観光を進める
- ④各地域の魅力や受入活動を連携し、八代地域全体としての滞在型観光を進める
- ⑤産業との連携による体験交流型観光を進める

## 【方針4-1】広域交通ネットワークの充実

- ①新市の発展や地域間連携を強化するための幹線道路ネットワークの充実を図る
- ②都市活動を支援するため、都市計画道路等の整備を推進する
- ③新幹線活用のための新八代駅周辺整備や道路ネットワークの充実を図る
- ④肥薩おれんじ鉄道、JR鹿児島本線及び肥薩線の有効活用により交通ネットワークの充実を図る
- ⑤広域交通のためのバスサービスの充実を図る
- ⑥八代港を中心とする水上交通拠点の形成を図る

## 【方針4-2】情報通信基盤の充実と利活用の推進

- ①便利な暮らしを支える情報通信ネットワーク化を進める
- ②地域の情報を発信する情報拠点の形成を図る
- ③情報化に対応した普及・啓発活動を進める

## 2. 生きがいを求めることでの人づくり

## 【方針2-1】身近な地域の活動を通じた人づくりの推進

- ①各地域の公共施設を拠点とするきめ細かな生涯学習活動を推進する
- ②高齢者の経験と知恵を活かす機会を創造し、生きがいづくりを進める
- ③各地域におけるスポーツによる世代間交流により、健康づくりと豊かなコミュニティづくりを進める

## 【方針2-2】新市の多様性と広域性を活かした人づくりの推進

- ①それぞれの地域の文化の情報発信と世界の文化が出会う文化活動の拠点機能を充実し、文化交流による  
人づくりを進める
- ②高等教育機関の活用による多様で高度な生涯学習機会を創出し、新市全体での連携による人づくりを  
進める
- ③スポーツ活動の拠点機能を充実し、新市全体での交流と健康づくりを進める

## 【方針2-3】新市の多様性と拠点性を活かした国際化の推進

- ①国際化に対応した地域環境と地域文化の育成を進める
- ②国際化推進のための人づくりと国際社会に貢献する活動への支援を進める
- ③各地域でのこれまでの国際交流を活かして更なる国際交流・国際協力を進める

## 3. まちづくりの中での人づくり

## 【方針3-1】地域づくりと一体となった人づくりの推進

- ①各地域における様々な交流を通し、豊かなコミュニティづくりを進める
- ②自分たちの地域のまちづくりを自ら進めることにより、自分たちの地域に誇りを持てる人づくりを進  
める

## 【方針3-2】各地域の多様なまちづくり活動の広域交流による人づくりの推進

- ①新市全体におけるまちづくり活動の交流機会の創出や情報集積・発信ができるまちづくり拠点機能を  
強化する
- ②新市全体における交流活動のための移動や情報交換を支える基盤としての道路・交通機能や情報機能  
を強化する

## 1. 次代を担う人づくり

## 【方針1-1】学校と地域が一体となった子ども達の育成

- ①地域の人たちと一緒に子ども達の地域での保健・福祉・医療施設等との交流やボランティア活動を進める
- ②歴史文化の伝承等を通して、高齢者と子どもとの交流を進める
- ③地域の教育力を高め、子ども達が地域を自慢できる活動を進める
- ④地域の人達の参加・活用にも配慮した学校施設・設備の充実を図る

## 【方針1-2】新市の多様性と広域性を活かした子ども達の育成

- ①多様な自然環境を活かした子ども達の自然体験や環境学習を通じて、新市全体での交流を進める
- ②高等教育機関との連携を図り、新市全体での活用を図る
- ③子ども達のスポーツ活動による新市全体での交流・連携を進める
- ④拠点都市としての多様性を活かし、子ども達による国際交流を進める
- ⑤新市全体で、各中高生相互の交流活動を進める

1. 一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、いきいきと安心して暮らせるまちづくり

【方針1-1】誰もがその能力・個性を発揮し、お互いに人権を尊重・協調し合えるまちづくりの推進

【方針1-2】安心して子どもを産み、育てられるまちづくりの推進

【方針1-3】誰もが健康にいきいきと暮らせるまちづくりの推進

2. 人と自然共生した暮らしやすい生活環境の実現

【方針2-1】各地域の特性を活かして人と自然が共生する生活環境づくりの推進

【方針2-2】環境にやさしいまちづくりの推進

【方針2-3】誰もが安全で暮らしやすい生活基盤づくりの推進

【方針2-4】誰もが安全で安心して快適に暮らせる生活環境づくりの推進

【方針2-5】豊かな歴史・文化を活かした文化の香り高いまちづくりの推進

3. 住民主体のまちづくり

【方針3-1】各地域の独自性を活かした住民主体のまちづくりの推進

【方針3-2】各地域の連携による活発な住民主体のまちづくりの推進

【方針3-3】行財政改革の推進

①八代地域行動計画による人権教育・啓発の充実と人権意識の向上を図る  
②男女共同参画社会づくりを進める  
③子どもの人権に配慮した青少年の健全育成を進める

①地域の中で安心して子育てができる環境づくりを進める  
②子どものこころの育ちを支援する体制を充実する

①各地域の状況に応じて身近な地域で保健・福祉・医療サービスが受けられる体制を充実する  
②拠点的な保健・福祉・医療機能の充実により、質の高いサービスを受けられる体制を強化する  
③障害の有無にかかわらず、誰もがそれぞれの地域で安心して住み続けられる自立支援ならびに福祉サービス体制を充実する  
④ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進と、それを支援する拠点機能の強化による考え方の普及・啓発を進める

①身近な自然資源や公園を活かした快適環境の創造と健康で人に優しい地域づくりを進める  
②花や緑を活かして地域の個性あふれる和みの景観による地域づくりを進める  
③身近な自然を楽しむ機会やイベントを創造する

①地下水や自然生態系に配慮した生活環境づくりを進める  
②八代地域の木材や畳表を使った地域環境に合った健康な家づくりを進める  
③自然にやさしい暮らしを進める

①適切な土地利用の推進による暮らしやすい地域づくりを進める  
②安全・安心・便利な道づくりを進める  
③上下水道、排水施設の整備による快適で安心な地域づくりを進める  
④災害に強いまちづくりを進める

①安全・安心な地域づくりを進める  
②暮らしに密着した情報網による安心で豊かな地域づくりを進める  
③各地域に合った住宅供給や住環境の整備等の住宅政策を進める  
④ユニバーサルデザインに配慮した住宅・住環境の整備を進める  
⑤暮らしに密着した身近な商業機能の充実による便利な地域づくりを進める  
⑥新市の将来を見据えた適切な土地利用の誘導を進める

①歴史・文化を活かして歴史に包まれたまちづくりを進める  
②歴史学習の推進と歴史文化の保存・継承を進める  
③文化財の保全・活用を進める  
④各地域の伝統・文化・歴史の保存や伝承を通じた生きがいづくりと人づくりを進める

①各地域でのこれまでのまちづくり活動を踏まえて、住民同士や各種団体が連携して自分達のまちづくりを進める  
②各地域の住民主体のまちづくりを支える組織の育成・強化を進める  
③まちづくりに関心を持って主体的に参加することを促し、情報の積極的な提供を進める  
④住民主体のまちづくりを支えるとともに、行政の継続性を担保するための公文書の総合的な集積・管理を進める

①各地域のまちづくり活動に関する情報の収集と発信機能を強化する  
②各地域のまちづくりに関わる人達の交流機会を充実させる  
③各地域のまちづくりの情報発信、交流促進のための中心となる機能を確立する

①能力、成果重視に基づく人材育成を進める  
②府内分権を進め、現場に権限を移譲することにより、意志決定の迅速化を図る  
③行政資源の適正配分と財政基盤の強化により行政の効率化と財政運営の健全化を図る  
④行政改革を進めるとともに市町村合併の効果を検証する

### ③ 重点プロジェクト

新市建設の基本方針を実現していくための取り組みとして、特に重点的に推進することが重要な事業・施策（重点プロジェクト）を明確にすることにより、効果的かつ効率的な行政運営の方向性を明らかにしていきます。

この重点プロジェクトは、新市の将来像実現のための基本となる総合的なプロジェクトとともに、4つの柱別のプロジェクトの推進を目指します。

## 総合プロジェクト

### 九州新幹線開業を契機として、拠点都市八代を情報発信するための 創生八代・シティプロモーション プロジェクト

### 均衡ある地域の発展と、活力に満ちた15万都市の形成のための 創生八代・地域力向上 プロジェクト

## 4つの柱別プロジェクト

実りのくに

1. 八代の自然を守り共生していくための  
**「総合的循環型社会構築プロジェクト」**

拠りのくに

2. 八代の四季の豊かな実りを享受するための  
**「八代実りの文化創造プロジェクト」**

躍りのくに

3. 拠点都市にふさわしい産業集積を誘導するための  
**「新八代駅・八代IC周辺流通拠点形成プロジェクト」**

4. 新たな都市構造と各地域の連携を支えるための  
**「拠りのくにづくり道路ネットワーク形成プロジェクト」**

誇りのくに

5. 新市の将来を担う子ども達を育てるための  
**「地域教育力強化プロジェクト」**

6. いきがいを持って活躍する人づくりのための  
**「生涯現役八代人育成プロジェクト」**

7. それぞれの地域で安心して暮らし続けられるための  
**「人権教育啓発、地域安心生活づくり  
保健・医療・福祉充実プロジェクト」**

8. それぞれの地域で誇りを持って暮らし続けられるための  
**「誇りの地域づくり住民自治・推進プロジェクト」**

# 総合プロジェクト

【豊かな資源を活かし、個性きらめく交流拠点都市へ】

九州新幹線開業を契機として、拠点都市八代を情報発信するための

## 「創生八代・シティプロモーションプロジェクト」

- 九州新幹線の部分開業を契機として、全線開業へ向けて新市の持つ個性と魅力を情報発信し、単なる通過都市ではなく拠点都市として人を惹きつけ、新たな集積を誘導していく総合的なプロモーション施策を推進していきます。
- 八代地域の文化や産業活動を体験し、実際に新市住民との交流を行うツーリズムプログラムの提供をはじめ、各種の新規イベントの実施や特産品の総合的なデザイン、シンボルキャラクター開発等を推進していきます。
- また、そのような活動の象徴として新八代駅周辺地域における機能集積の都市空間デザインを進めています。



◆平成15年度八代地域市町村合併絵画習字作文コンクール

絵画部門最優秀賞 鏡小学校 青濱広樹さん 作

均衡ある地域の発展と、活力に満ちた 15 万都市の形成のための

## 「創生八代・地域力向上プロジェクト」

- 創生八代のくにづくりの基本は、多様性のあるそれぞれの地域（6 市町村を基本とする地域）の均衡ある発展にあります。
- 秩序ある市街地の形成を図るとともに、従来、過疎地域や辺地としてその対策が進められていた地域にあっては、新市としても同様に過疎地域・辺地としての位置づけに配慮した事業・施策を推進し、新市全体の中で総合的な対策を進めていきます。
- とりわけ、各地域での若者定住の促進が重要課題であり、そのための雇用対策や住宅・住環境整備、さらに子育て支援や医療等の各種サービスの充実を図っていきます。
- 雇用対策にあっては、それぞれの地域特性に応じた地場産業、新規成長分野産業の振興をはじめ、新たな雇用の場としての企業誘致の促進を図っていきます。また、今後は地域密着型のコミュニティビジネスや NPO 組織を新しい形の雇用形態として、その立ち上げを支援していきます。
- さらに、新市全体としての地域経済の活性化を進めていくための貿易の振興を図り、国際化に対応していきます。
- また、住宅・住環境整備にあっても、各地域の地理的条件に十分に配慮した施策を推進し、土地利用の増進を図るとともに、新市としての各種拠点・施設利用の利便性に配慮した道路・交通機能の充実を推進していきます。



# 4つの柱別プロジェクト

## みの 実りのくに

### 1. 八代の自然を守り共生していくための 「総合的循環型社会構築プロジェクト」

- 自然環境保全の基本ともなる球磨川・氷川の水循環の回復を図るため、流域単位での山から海までの多様な自然環境保全・育成活動を官民協働でハード・ソフト両面にわたる総合的な取り組みを進めます。
- 保全・育成活動においては、流域連携による活動の活性化とともに、流域各地域での特徴ある自然環境の保全・育成をそれぞれの地域の独自な活動として推進します。
- 自然と共生する暮らしを目指して、資源循環型社会の構築を図ります。

### 2. 八代の四季の豊かな実りを享受するための 「八代実りの文化創造プロジェクト」

- 新市の各地域における多様な農林水産物の価値を評価し、さらに質の高いものにしていくと同時に、それらの農林水産物を素材とする食文化や住文化などの暮らしの文化（実りの文化）の再発見と新たな創造を進めます。
- 実りの文化の情報発信を進めることで、特産品の開発・ブランド化を促進させるとともに、新市における地産地消の推進を図ります。



# よ 拠りのくに

## 3. 拠点都市にふさわしい産業集積を誘導するための 「新八代駅・八代 IC 周辺流通拠点形成プロジェクト」

- 国際物流拠点港湾としての八代港と高速広域交通網を活かした新たな産業立地を促進します。
- 集積する人・情報と産業との連携を図り、県南拠点都市にふさわしい広域交流拠点を目指して、産業活性化機能の形成を図ります。

## 4. 新たな都市構造と各地域の連携を支えるための 「拠りのくにづくり道路ネットワーク形成プロジェクト」

- 都市発展軸となる国道3号を始め、地域間交流を支援する幹線道路網の整備を促進します。
- 都市活動を支援するため、南部幹線など都市計画道路の整備を促進します。
- 観光発展軸強化及び地域連携のための国道219号・443号・445号及び県道を骨格とする道路網の強化を推進します。



# 躍りのくに

## 5. 新市の将来を担う子ども達を育てるための 「地域教育力強化プロジェクト」

- 各地域の様々な人達との交流や体験を通じて、それぞれの地域で生きていく知恵や技術、作法を学べるように、地域の教育力を高めていきます。
- このような活動を各地域で工夫し、それらの情報交換・交流により相互に教育力を高めていくとともに、地域間連携による多様な交流・体験機会を作り出しています。

## 6. いきがいを持って活躍する人づくりのための 「生涯現役八代人育成プロジェクト」

- 一人一現役運動として、生涯を通じて現役でいられるような活動を各地域の独自性や新市での多様性の中から見つけ出す運動を展開します。
- 生涯現役で活躍する人を活かして、各地域の中での指導や伝承の役割を担つていけるようにします。



# ほこ 誇りのくに

## 7. それぞれの地域で安心して暮らし続けられるための

### 「人権教育啓発、地域安心生活づくり

#### 保健・医療・福祉充実プロジェクト」

- 八代地域行動計画による人権教育・啓発の充実と人権意識の向上を図ります。
- 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるような、地域に密着した保健・医療・福祉の充実を進めるとともに、新市全体での高度で質の高いサービスを受けることができるネットワークを確立します。
- 特に、地域での身近な保健・医療・福祉サービスにおける地域ボランティアやNPOの役割を十分に發揮できるような環境づくりを進めます。

## 8. それぞれの地域で誇りを持って暮らし続けられるための

### 「誇りの地域づくり住民自治推進プロジェクト」

- 各地域の住民が、自らの地域を自らの手で何とかしようという住民自治の機運を高め、意識を持って取り組むことができる体制づくりを図ります。
- 特に、各地域に対応した支所における住民自治推進を支援する機能を強化し、これまでの活動と整合させつつ活動を発展させていきます。
- また、新市の中での各地域の様々な住民自治によるまちづくりの情報を収集・発信し、住民同士の交流を図る住民自治のセンター的な機能の確立を図ります。



## ④ 土地利用・都市構造

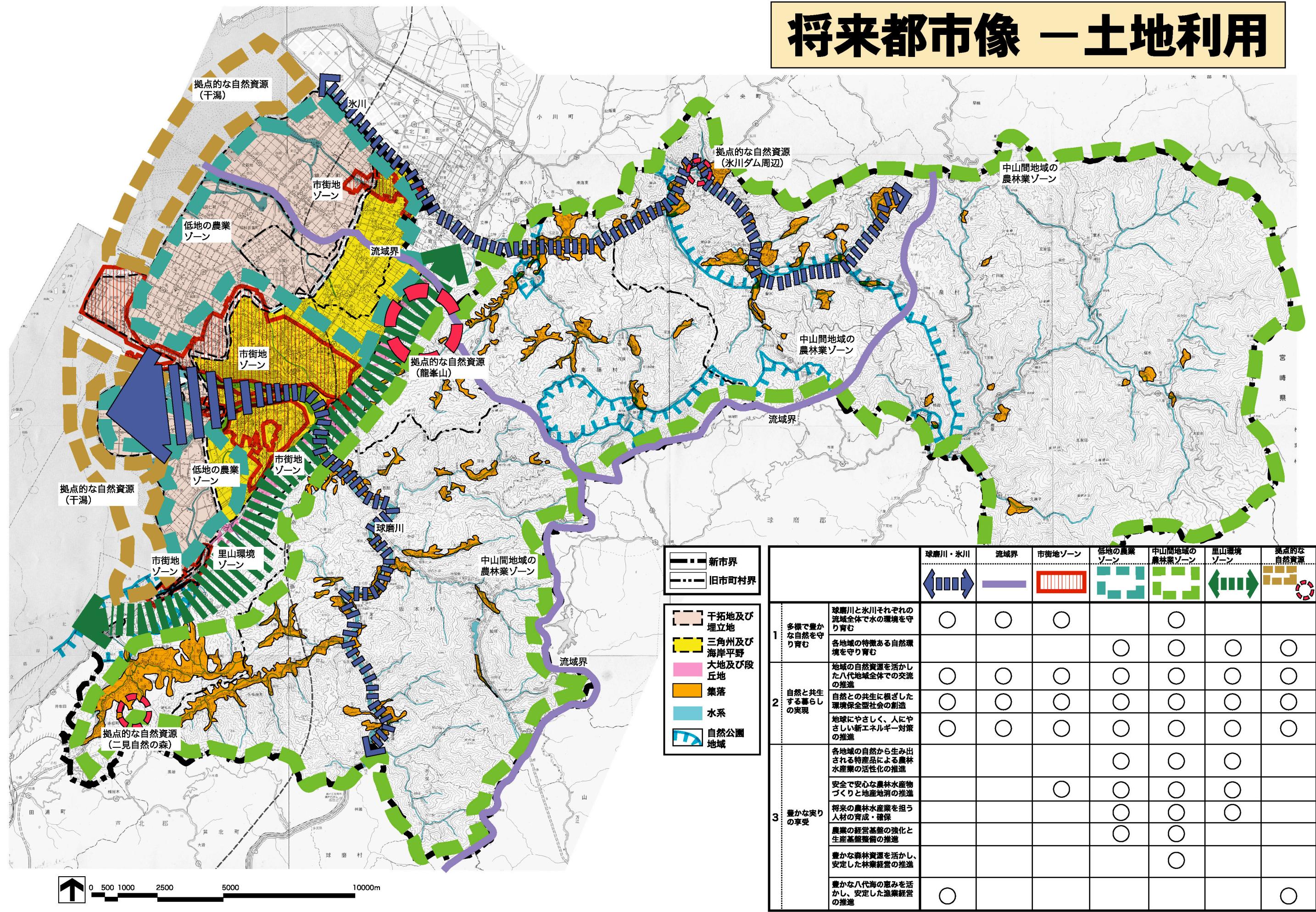
### (1) 土地利用

- 新市の土地利用及び市街地・集落の分布を見ると、市街地及び干拓を中心とする田園地域で構成される平野部と上流域の農林業を中心とする中山間地域、及び平坦部と中山間地域の中間的な領域での麓沿いの集落を含む里山地域により構成されています。
- これら3つの地域は、大きく球磨川流域と氷川流域で結ばれ、上流から下流（海浜環境を含む）までが一体となって水循環を中心とする自然生態系の保全・育成に配慮した総合的な土地利用対策に努めます。
- 平野部にあっては、新幹線開通の波及効果を適切に受け止めつつ、既存の市街地周辺に広がる市街化の適切な誘導と田園地帯の保全との均衡ある土地利用対策に努めます。
- 里山地域にあっては、平野部からの景観及び防災、生態系の維持等の観点から里山地域の保全・活用を推進するとともに、集落の保全と開発の均衡ある土地利用対策に努めます。
- 中山間地域にあっては、自然環境との調和を図り、集落環境の保全と農林業環境の向上及び観光開発等の開発との均衡ある土地利用対策に努めます。

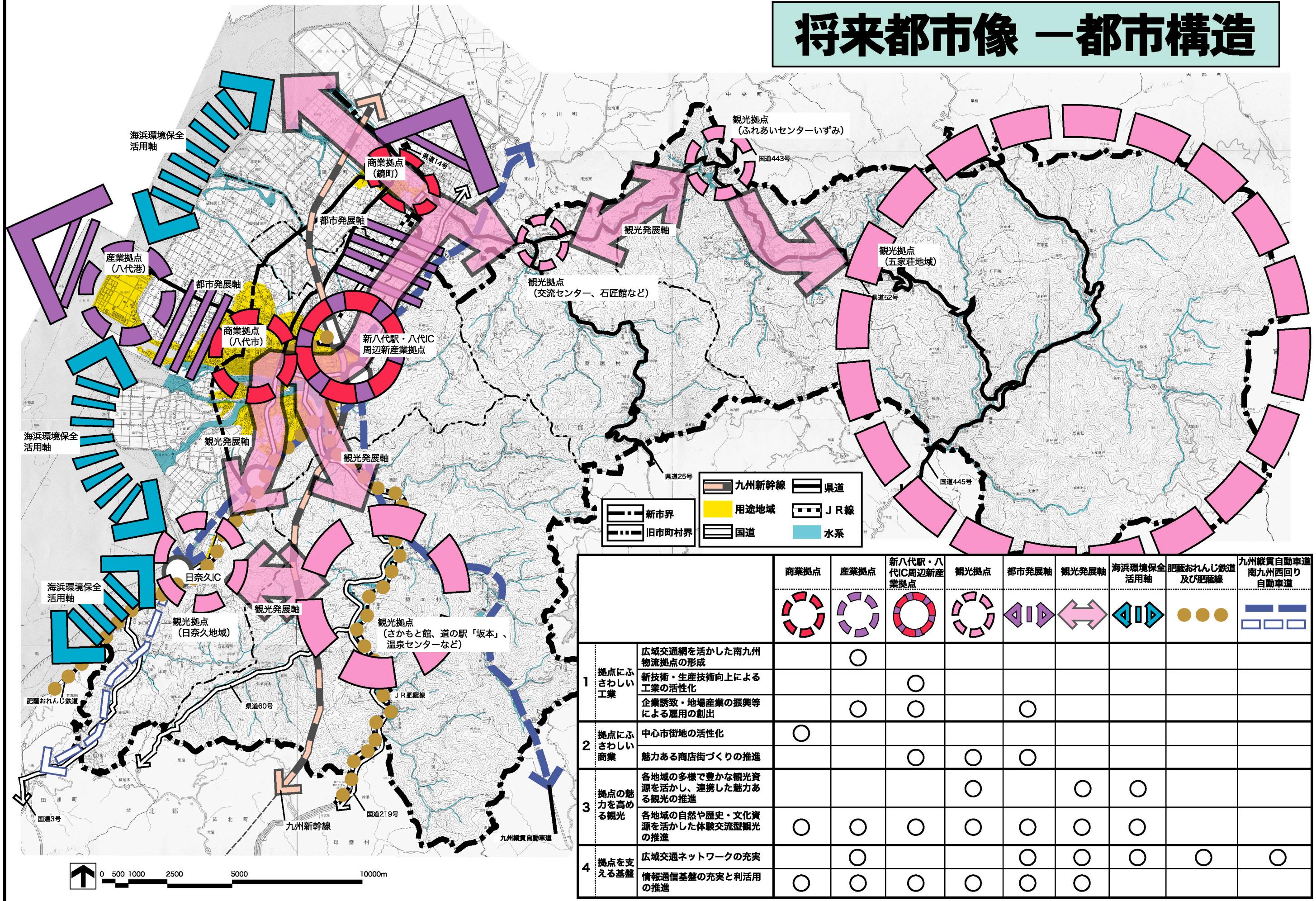
### (2) 都市構造

- 新市の一体的な都市発展を目指して、各地域の社会、経済、文化的な蓄積と特性を活かし、かつ広域高速交通網の充実による波及効果を適切に受け止める、南九州の拠点都市にふさわしい都市構造の創造に努めます。
- 目指すべき都市構造としては、工業・流通・業務（金融サービス等）等の産業拠点をはじめ、商業・観光の各拠点とそれを結ぶ軸という概念を導入し、各拠点の方向性に即した機能強化と、軸沿いでの一定幅を持った機能強化により、新市の均衡ある発展と各地域の連携・交流を促進します。

# 将来都市像－土地利用



# 将来都市像 一都市構造



## 5 地域別整備の方針

- 前項の将来都市像で示す土地利用および都市構造を踏まえて、今回地域別のワーキング会議により検討を行ってきた6市町村の11地域別の新市における位置づけと整備の方向性を以下に示します。

### 1. 代陽・八代・松高地域（八代第一中学校区）

#### 【地域の特徴とこれまでのまちづくり】

- 八代市の中心部に位置し、代陽・八代・松高の3つの小学校区で構成されています。八代城下町時代からの中心部で、市役所・郵便局・銀行・本町商店街や図書館、博物館などの公共施設が集中する市街地地域です。
- 市街地の北西部は道路が碁盤目状に整備され、中央部を南北に走る幹線道路により東西に分かれ、東側は住宅地、西側は田園地帯が広がっています。

#### 【新市での地域の位置づけと整備の方向性】

- 将来的にも本地域は新市の中心部としての位置づけにあり、新市の顔としての商業拠点、歴史・文化拠点、さらに八代港を中心とする産業拠点の形成を進めています。

### 2. 太田郷・龍峯・宮地・宮地東地域（八代第二・八中学校区）

#### 【地域の特徴とこれまでのまちづくり】

- 八代市の東部に位置し、太田郷・龍峯・宮地・宮地東の4つの小学校区で構成されています。地域内には国道3号、九州縦貫自動車道八代インター、県道八代港線（臨港線）、JR八代駅があり、古くから交通の要衝の地として栄えてきました。
- 古墳群や妙見宮などの多くの遺跡と文化財が残るなか、九州新幹線建設によって新たな市街地の形成と都市景観を現し始めている地域もあります。

#### 【新市での地域の位置づけと整備の方向性】

- 将来的には九州新幹線新八代駅及び八代インター周辺における流通拠点形成により、新たな新市の都市構造形成の要としての位置づけにあるとともに、地域東部の平野部と丘陵部の境を走る薩摩街道沿いの歴史資源の保全と里山環境ゾーンにおける斜面緑地景観の保全を進めています。
- さらに、龍峯山を中心とする自然環境拠点の保全・育成を進めています。

### 3. 植柳・麦島・高田・金剛地域（八代第三・五・六中学校区）

#### 【地域の特徴とこれまでのまちづくり】

- 八代市中心部の南側に位置し、植柳・麦島・高田・金剛の4つの小学校区で構成されています。東は坂本村の山間部に接し、西は八代海に面する田園地帯を中心とする地域であるとともに、八代工業高等専門学校や指定文化財である麦島城跡を有する文化的な雰囲気を持つ地域もあります。
- 現在建設中の南部幹線により、南九州西回り自動車道や九州縦貫自動車道へのアクセスが良くなり、広域交通の利便性が向上します。

### 【新市での地域の位置づけと整備の方向性】

- 将来的には八代南部の市街地としての発展とともに、中心部と日奈久観光拠点とを結ぶ観光発展軸の形成を進めていきます。
- また、農業ゾーンとしての保全をはじめ、球磨川河口及び海浜の干潟等の自然環境の保全・育成、里山環境ゾーンにおける斜面緑地景観の保全を進めていきます。

#### 4. 八千把・郡築・昭和地域（八代第四・七中学校区）

##### 【地域の特徴とこれまでのまちづくり】

- 八代市の北西部に位置し、八代海に面する八千把・郡築・昭和の3つの小学校区で構成されています。地区の大半は中世から近代にかけて築造された干拓新地であり、米・い草のほか、ハウス栽培など八代市の農業の根幹をなす地域です。

##### 【新市での地域の位置づけと整備の方向性】

- 将来的には地区東部、南部を通る県道八代港線沿いでの都市発展軸としての市街地形成・機能配置を受け止めるとともに、地区の大半は従来の位置づけである農業を支える地域としてその保全と振興を進めていきます。

#### 5. 日奈久・二見地域（日奈久・二見中学校区）

##### 【地域の特徴とこれまでのまちづくり】

- 日奈久校区は、県下で最も古い歴史を持つ温泉街を有しており、温泉地としての特性を活かした魅力ある観光地としての整備が進められています。
- 二見校区は、八代市最南部に位置する二見川・下大野川沿いの盆地を中心とした地域であり、果樹の栽培などが盛んです。

##### 【新市での地域の位置づけと整備の方向性】

- 将来的に日奈久校区にあっては、温泉と海浜環境を資源とする観光拠点としての位置づけとその発展を図るとともに、里山環境ゾーンにおける斜面緑地景観の保全を進めていきます。
- 二見校区にあっては、中山間地域の農業振興とともに二見自然の森を中心とする自然環境の保全と、それを活用した観光振興を日奈久観光拠点との連携のもとに進めています。

#### 6. 坂本地域（坂本中学校区）

##### 【地域の特徴とこれまでのまちづくり】

- 地域の中央を日本三大急流の一つ「球磨川」が貫流する山村地域です。山（八竜天文台等）と川（荒瀬ダムボートハウス等）そして温泉（クレオン・憩いの家）など自然環境と地域資源を活かし、拠点（さかもと館、道の駅「坂本」）を中心に地域間交流が進められています。また、福祉の充実による「安心して暮らせる坂本村」づくりが進められています。

## 【新市での地域の位置づけと整備の方向性】

- 将来的には八代中心部や日奈久観光拠点と連携して、さかもと館、道の駅「坂本」及び周辺資源と一緒にとした観光拠点を充実させ、地域内の特産品や文化などの情報発信による地域振興を進めていきます。
- 荒瀬ダム撤去を契機に「清流球磨川」を取り戻すべく、更なる環境対策に努め、各種地域振興策を進めていきます。

## 7. 千丁地域（千丁中学校区）

### 【地域の特徴とこれまでのまちづくり】

- 八代平野のほぼ中央に位置し、干拓地に広がる平坦な農地には、地域の経済を支えるい草が栽培され、「みどり輝く、心豊かで安心して暮らせる千丁」を目標に産業の振興・快適な環境の整備・福祉対策にまちづくりが進められています。

### 【新市での地域の位置づけと整備の方向性】

- 将来的には、県道八代鏡宇土線沿線及び支所（役場）・小学校・中学校周辺地域に住宅や店舗等を集積し、市街化や機能配置の充実を図ります。また、東西・南北幹線道路の整備により、新幹線新駅及び高速道路インターチェンジへのアクセスが便利になるため、沿線地域について予想される工業団地の形成及び市街化への対応を進めていきます。
- その他の地域については、住宅の集積による市街化が予想される地域がありますが、これまでの位置づけどおり農業を支える地域としてその保全と振興を進めていきます。

## 8. 鏡地域（鏡中学校区）

### 【地域の特徴とこれまでのまちづくり】

- 地域の大半を干拓地で占め、七百町干拓を代表に干拓の歴史深い地域です。先人から受け継ぐ熱意や希望を伝統・文化として継承し、行政・地域・家庭一体化を基本に、教育の推進・産業の振興・環境の整備などの、ひとつづくり、まちづくりが展開されています。

### 【新市での地域の位置づけと整備の方向性】

- 将来的には、新市北部の商業拠点として既存商店街を中心に、副都心的な商業・業務機能の集積を進めていきます。
- また、均衡ある都市発展の一翼を担う都市発展軸の形成を進めていきます。
- 一方でこれまでの干拓の歴史を踏まえた農業を支える地域としてその保全と振興を進めていきます。

## 9. 東陽地域（東陽中学校区）

### 【地域の特徴とこれまでのまちづくり】

- 豊かな自然と特有の文化歴史資源を活かし、「しょうがと種山石工の里」づくりを掲げ、八代地域の癒しの里として景観整備と交流拠点づくりが進められています。

### 【新市での地域の位置づけと整備の方向性】

- 将来的には、地域の独自性を活かす交流センターや石匠館を中心とする観光拠点機能の充実を図り、泉地域と連携する観光軸上の拠点として観光振興と交流促進を進めています。
- 地域全体の環境としては、中山間地域としての棚田保全や森林保全など、それぞれの自然環境や農業環境の保全・育成を進めています。

## 10. 下岳・柿迫・栗木地域（泉）

### 【地域の特徴とこれまでのまちづくり】

- 清流冰川の上流にあり、泉村の産業・経済の中心地域です。
- 本地域の農林業の要であるお茶の生産は、全国でも有名で、傾斜を利用した段々畑がみごとです。五家荘観光への中継基地として整備した「ふれあいセンターいづみ」は、多くの来村者を受け入れています。また、過疎化対策として「グリーンタウン平」の宅地分譲を行っています。

### 【新市での地域の位置づけと整備の方向性】

- 将来的にも、五家荘地域と連携する観光発展軸形成を担い、拠点（ふれあいセンターいづみ）機能の強化による観光振興と交流促進を進めています。
- 地域全体の環境としては、中山間地域としての棚田保全や森林保全など、それぞれの自然環境や農業環境の保全・育成を進めています。

## 11. 五家荘地域（泉）

### 【地域の特徴とこれまでのまちづくり】

- 九州最後の秘境と呼ばれ、平家落人伝説を今も秘める五家荘地域は、久連子・椎原・仁田尾・葉木・樅木の5つの集落により構成されています。
- 九州中央山地国定公園に指定される山々は、秋の紅葉をはじめ、四季折々に見事な自然美が楽しめます。さらに、球磨川流域の川辺川の源流で、林業が活発な地域です。一帯は観光施設が点在し、文化的価値が高いところでもあります。

### 【新市での地域の位置づけと整備の方向性】

- 将来的にも、本地域全体を観光拠点として位置づけ、観光振興と交流促進を進めています。そして、その観光を支える自然環境を保全・育成していくための農林業の振興を進めています。

表 地域別整備の方針

ゾーニング			代陽・八代・松高地域 (八代第一中学校区)	太田郷・龍峯・宮地・宮地東地域 (八代第二・八中学校区)	植柳・麦島・高田・金剛地域 (八代第三・五・六中学校区)	日奈久・二見地域 (日奈久・二見中学校区)	坂本地域(坂本中学校区)	千丁地域(千丁中学校区)	鏡地域(鏡中学校区)	東陽地域(東陽中学校区)	下岳・柿迫・栗木地域(泉村)	五家荘地域(泉村)
土地利用	拠点的な自然資源	干潟			○	○	○		○			
	水系	球磨川	○	○	○			○				
		氷川							○	○	○	
		川辺川										○
	市街地ゾーン		○	○	○	○	○		○			
	低地の農業ゾーン			○	○	○			○	○		
	里山環境ゾーン			○	○		○					
都市構造	中山間地域の農林業ゾーン						○			○	○	○
	商業拠点	八代市	○									
		鏡町							○			
	産業拠点	新八代駅・八代IC周辺		○					○			
		八代港	○									
	観光拠点	五家荘地域										○
		ふれあいセンター									○	
		交流センター、石匠館周辺								○		
		道の駅「坂本」周辺					○					
		日奈久地区				○						
	都市発展軸		○	○	○	○			○	○		
	観光発展軸		○	○	○		○	○	○	○	○	○
	海浜環境保全活用軸				○	○	○			○		
	おれんじ鉄道及び肥薩線		○	○	○		○	○				
	九州縦貫自動車道南九州西回り自動車道			○	○		○	○				

## ■地域別整備の方針総括図

### ④八千把・郡築・昭和地域 (八代第四・七中学校区)

地区東部、南部を通る県道八代港線沿いでの都市発展軸としての市街地形成・機能配置を受け止めるとともに、地区の大半は従来の位置づけである農業を支える地域としてその保全と振興を進めています。



郡築三番町通り門

### ①代陽・八代・松高地域 (八代第一中学校区)

本地域は新市の中心部としての位置づけにあり、新市の顔としての商業拠点、歴史・文化拠点、さらに八代港を中心とする産業拠点の形成を進めています。



松濱軒

### ③植柳・麦島・高田・金剛地域 (八代第三・五・六中学校区)

八代南部の市街地としての発展とともに、中心部と日奈久観光拠点とを結ぶ観光発展軸の形成を進めています。

また、農業ゾーンとしての保全をはじめ、球磨川河口及び海浜の干潟等の自然環境の保全・育成、里山環境ゾーンにおける斜面緑地景観の保全を進めています。



晩白柚

### ⑤日奈久・二見地域(日奈久・二見中学校区)

日奈久校区にあっては温泉と海浜環境を資源とする観光拠点としての位置づけとその発展を図るとともに、里山環境ゾーンにおける斜面緑地景観の保全を進めています。

二見校区にあっては、中山間地域の農業振興とともに二見自然の森を中心とする自然環境の保全と、それを活用した観光振興を日奈久観光拠点との連携のもとに進めています。

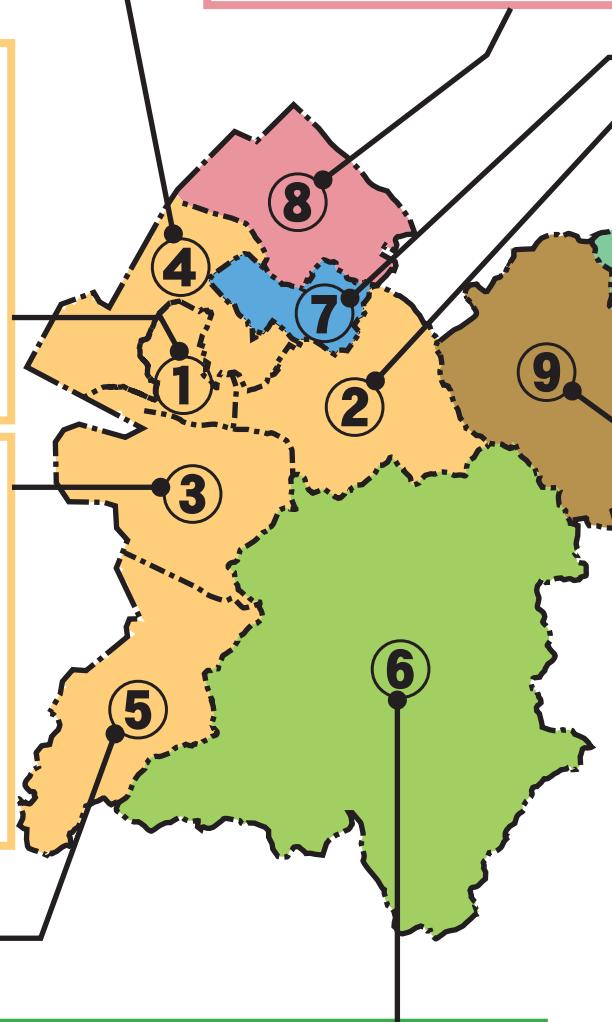


日奈久いこいの広場灯籠

### ⑧鏡地域(鏡中学校区)

新市北部の商業拠点として既存商店街を中心に、副都心的な商業・業務機能の集積を進めています。

また、均衡ある都市発展の一翼を担う都市発展軸の形成を進めています。一方でこれまでの干拓の歴史を踏まえた農業を支える地域としてその保全と振興を進めています。



### ⑥坂本地域(坂本中学校区)

八代中心部や日奈久観光拠点と連携して、さかもと館、道の駅「坂本」及び周辺資源と一体となった観光拠点を充実させ、地域内の特産品や文化などの情報発信による地域振興を進めています。

荒瀬ダム撤去を契機に「清流球磨川」を取り戻すべく、更なる環境対策に努め、各種地域振興策を進めています。



荒瀬ダムポートハウス



七百町新地潮留図

## ⑦千丁地域(千丁中学校区)

県道八代鏡宇土線沿線及び支所（役場）・小学校・中学校周辺地域に住宅や店舗等を集積し、市街化や機能配置の充実を図ります。また、東西・南北幹線道路の整備により、新幹線新駅及び高速道路インターチェンジへのアクセスが便利になるため、沿線地域について、予想される工業団地の形成及び市街化への対応を進めていきます。

その他の地域については、住宅の集積による市街化が予想される地域がありますが、これまでの位置づけどおり農業を支える地域としてその保全と振興を進めていきます。



い草収穫風景

## ②太田郷・龍峯・宮地・宮地東地域 (八代第二・八中学校区)

九州新幹線新八代駅及び八代インター周辺における流通拠点形成により、新たな新市の都市構造形成の要としての位置づけにあるとともに、地域東部の平野部と丘陵部の境を走る薩摩街道沿いの歴史資源の保全と里山環境ゾーンにおける斜面緑地景観の保全を進めていきます。

さらに、龍峯山を中心とする自然環境拠点の保全・育成を進めていきます。



新幹線新八代駅とつばめ

## ⑪五家荘地域(泉)

本地域全体を観光拠点として位置づけ、観光振興と交流促進を進めていきます。そしてその観光を支える自然環境を保全・育成していくための農林業の振興を進めています。



緒方家

## ⑨東陽地域(東陽中学校区)

地域の独自性を活かす交流センターや石匠館を中心とする観光拠点機能の充実を図り、泉地域と連携する観光軸上の拠点として観光振興と交流促進を進めています。

地域全体の環境としては、中山間地域としての棚田保全や森林保全など、それぞれの自然環境や農業環境の保全・育成を進めています。



交流センターせせらぎ

## ⑩下岳・柿迫・栗木地域(泉)

五家荘地域と連携する観光発展軸形成を担い、拠点（ふれあいセンターいづみ）機能の強化による観光振興と交流促進を進めています。

地域全体の環境としては、中山間地域としての棚田保全や森林保全など、それぞれの自然環境や農業環境の保全・育成を進めています。



ふれあいセンターいづみ

# 第5節 施策の大綱

## 【実りのくに】

### 1. 多様で豊かな自然を守り育む

#### 【方針 1-1】球磨川と氷川それぞれの流域全体で水の環境を守り育む

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 各家庭・事業所から、水を大切にし汚さない暮らしや産業活動を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八代海再生に向けた取り組みの推進</li> <li>・住民参加による生活排水対策</li> <li>・公共下水道事業</li> <li>・特定環境保全公共下水道事業</li> <li>・農業集落排水事業</li> <li>・浄化槽設置整備事業</li> <li>・浄化槽市町村整備推進事業</li> <li>・し尿・汚泥処理施設の整備</li> <li>・水質保全対策事業</li> <li>・河川改修・護岸事業</li> <li>・森林整備事業（水源涵養林）</li> <li>・地下水保全の対策</li> <li>・荒瀬ダム撤去に伴う環境対策</li> </ul>	
② 河川と海の環境を守り、きれいにする活動を進める		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水循環の仕組みの学習と節水や水の使い方に関する意識の向上</li> <li>・環境保全活動や美化活動の推進</li> <li>・自然保護・回復活動の推進</li> <li>・河川や海と親しむための活動の推進</li> <li>・森林保護・育成活動の推進</li> </ul>
③ 河川と海の自然環境の保全・再生を進める		
④ 河川と海の自然環境に親しむ豊かな暮らしを実現する		
⑤ 河川水及び地下水の適正使用と水を育む涵養域の保全を進める		

#### 【方針 1-2】各地域の特徴ある自然環境を守り育む

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 干潟の保全と多様な生態系の回復を進める		
② 干拓地を中心とする田園地帯の保全と豊かな景観の形成を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・干潟の保全及び自然観察活動の推進</li> <li>・田園集落における庭木や生け垣等の緑の保全と景観の維持活動の推進</li> <li>・里山文化の継承</li> <li>・里山環境地域における斜面林など里山環境の保全・育成活動の推進</li> <li>・棚田の多面的機能維持のための保全活動の推進</li> <li>・自然林の環境学習フィールドとしての活用</li> <li>・鳥獣保護意識の向上</li> <li>・環境保全活動や美化活動の推進（再掲）</li> </ul>
③ 豊かな里山文化の継承と里山環境の保全・育成を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全対策事業</li> <li>・環境美化推進事業</li> <li>・海岸保全施設整備事業</li> <li>・地域の景観・環境整備</li> <li>・希少野生動植物の調査</li> <li>・鳥獣保護対策</li> </ul>	
④ 環境保全機能強化のための棚田環境の保全・育成を進める		
⑤ 自然林等の保全・育成を進める		
⑥ 希少種を含む野生動植物の生息調査及び保護に努める		

## 2. 自然と共生する暮らしの実現

### 【方針 2-1】地域の自然資源を活かした八代地域全体での交流の推進

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 地域の自然資源の保全と育成を進める		
② 地域の自然資源を活かした交流拠点整備、機能の強化による活動のネットワーク化を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点的な自然資源の管理保全</li> <li>・地域間連絡道路網の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の拠点的な自然資源の保全活動の推進</li> <li>・各地域の自然活動団体のネットワークづくり</li> </ul>
③ 地域の自然資源に配慮した地域を結ぶ道路・交通機能のネットワーク強化を進める		

### 【方針 2-2】自然との共生に根ざした環境保全型社会の創造

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 市民・事業者・行政の3者が一体となり、それぞれの役割に応じたごみの排出抑制とリサイクルへの取り組みを進める		
② 地域の特性と実践的な取り組みに根ざした総合的な環境教育を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育の推進</li> <li>・再資源化の推進</li> <li>・ごみ減量化の推進</li> <li>・廃棄物処理計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの排出抑制、減量化、リサイクル活動の推進</li> </ul>
③ 環境負荷の低減を目指した学習機能を持つ施設による地域環境づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理計画の策定</li> <li>・再資源化施設・一般廃棄物処理施設の整備</li> <li>・不法投棄の防止</li> <li>・騒音や工場排水等の調査及び指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン購入、グリーン調達の推進</li> </ul>
④ 特定事業場等の調査監視に努め、公害防止対策を推進する		
⑤ 有害化学物質の環境調査及び情報収集を行うことにより環境汚染の未然防止を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン、環境ホルモンなどの有害物質に係る環境調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境問題に係わるグループ・団体づくりと活動の推進</li> <li>・廃棄物不法投棄防止・監視体制の強化</li> <li>・環境保全協定の締結</li> <li>・化学物質の使用削減と適正管理</li> </ul>
⑥ 資源循環型社会に相応しい総合的な廃棄物対策を進める		

### 【方針 2-3】地球にやさしく、人にやさしい新エネルギー対策の推進

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 地球温暖化防止対策のための温室効果ガスの排出削減に向けた省エネルギー対策を進める		
② 既存及び新エネルギーの総合的な有効利用による省資源施策を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政・住民による省エネルギーの推進</li> <li>・新エネルギー活用の調査検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー問題への意識の向上</li> <li>・徒歩・自転車の利用促進による自動車利用の抑制</li> <li>・節電・節水、使用燃料の削減などの暮らしの省エネ推進</li> </ul>
③ 公共施設が率先して地域特性に合致した環境保全に必要な取り組みを進める		

### 3. 豊かな実りの享受

#### 【方針 3-1】各地域の自然から生み出される特産品による農林水産業の活性化の推進

具体的施策方針	主　要　事　業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 地場産品による商品開発・ブランド化を進める		
② 農林水産業を活かした体験交流型観光を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業特産品の販売促進</li> <li>・物産振興事業</li> <li>・特用林産物の振興対策</li> <li>・グリーン・ブルーツーリズムの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性に合わせた基幹作物、新規作物の振興</li> <li>・農林水産業における体験観光受け入れの推進</li> </ul>
③ 拠点による特産品の情報発信を進める		

#### 【方針 3-2】安全で安心な農林水産物づくりと地産地消の推進

具体的施策方針	主　要　事　業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 安全な「食」を支える地産地消を進める		
② 地産地消を支える生産流通体制の整備を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全型農業の推進</li> <li>・地産地消の推進</li> <li>・食農教育の推進</li> <li>・廃プラスティック類適正処理対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八代地域の食材による食文化の見直しと創造の推進</li> <li>・新市内の都市部と農村部との交流</li> <li>・生産者と物産拠点施設や地元商業者との連携による産直販売の推進</li> <li>・農薬の適正使用に関する意識の向上</li> <li>・農林水産業に係る産業廃棄物の適正処理意識の向上</li> </ul>
③ 生産者と消費者の交流を促進する		
④ 自然にやさしい農林水産業を進める		

#### 【方針 3-3】将来の農林水産業を担う人材の育成・確保

具体的施策方針	主　要　事　業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 各地域の情報発信と交流を進める		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業への新規就業者の受け入れ体制の充実</li> <li>・各地域の農業後継者同士の交流</li> <li>・農林水産業経営に関する研修活動の推進</li> </ul>
② 各地域の活動連携や交流を進める人材育成の拠点機能を確立する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業担い手育成</li> </ul>	

### 【方針3-4】農業の経営基盤の強化と生産基盤整備の推進

具体的施策方針	主　要　事　業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 自立的な農業経営体の育成を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興対策事業</li> <li>・高生産性農業の育成</li> <li>・農業収入安定化対策</li> <li>・中山間地域総合整備事業</li> <li>・農地流動化事業</li> <li>・ほ場条件整備事業</li> <li>・用排水整備事業</li> <li>・農村総合整備事業</li> <li>・農村環境整備事業</li> <li>・農道整備事業</li> <li>・農地防災保全事業</li> <li>・海岸保全施設整備事業（再掲）</li> <li>・農業施設維持管理事業</li> </ul>	
② 各地域の農業環境に応じた生産基盤の強化を進める		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営体の法人化の推進</li> <li>・認定農業者制度の活用</li> <li>・家族経営協定の締結の推進</li> <li>・各地域の環境に応じた高生産性農業の推進</li> <li>・土壤分析など土づくりによる品質の向上</li> </ul>
③ 各地域の農業環境に応じた農業技術の開発・普及を進める		

### 【方針3-5】豊かな森林資源を活かし、安定した林業経営の推進

具体的施策方針	主　要　事　業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 林業経営基盤を強化するとともに森林整備を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備地域活動支援交付金事業</li> <li>・皆伐放棄地対策緊急造林事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林所有者等が施行する造林・間伐事業の推進</li> <li>・地域産材の利活用の推進</li> </ul>
② 森林資源の活用における八代地域全域での林業支援を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道開設・改良事業</li> <li>・林産物の流通促進</li> <li>・特用林産物の振興対策(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・椎茸やたけのこ、山菜などの特用林産物の生産・加工・販売の充実</li> </ul>

### 【方針3-6】豊かな八代海の恵みを活かし、安定した漁業経営の推進

具体的施策方針	主　要　事　業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 栽培漁業と水産資源の管理による安定した水産資源の確保を図る		
② 渔港・漁場の整備等、漁業基盤の強化を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産資源増大事業</li> <li>・漁業経営安定化対策事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八代海を取り巻く市町村や関係機関との連携による、つくり育てる漁業の振興</li> <li>・八代海における舟出浮・太刀魚釣り・潮干狩り、内水面における潮遊地の網入れ、釣り大会、球磨川の遊漁船など多様なニーズに対応した体験型観光漁業の推進</li> </ul>
③ 養殖漁業を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港・船溜り整備事業</li> <li>・漁場環境保全事業</li> </ul>	
④ 体験型観光漁業の振興を進める		

## 【<sup>よ</sup>**拠りのくに】**

### 1. 拠点にふさわしい工業

【方針 1-1】広域交通網を活かした南九州物流拠点の形成		
具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 重要港湾八代港と高速交通網を利用して、国際物流拠点都市を目指す	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 八代港振興事業</li> <li>• 八代港港湾整備事業</li> <li>• ポートセールス推進事業</li> <li>• 八代港湾振興協会支援</li> <li>• 貿易振興対策事業</li> <li>• 國際競争力強化支援</li> </ul>	
② ポートセールスを推進し、コンテナ定期航路の誘致を進める		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 八代港等の広域交通網を活かした流通拠点形成の推進</li> </ul>
③ 貿易関連機関と連携を密にし、企業貿易の拡大を促進する		
【方針 1-2】新技術、生産技術向上による工業の活性化		
具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 産学連携を促進し、新技術・新製品の開発を行う		
② 人材育成を支援し、経営体制の強化を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 産学連携支援事業</li> <li>• 人材育成セミナー</li> <li>• 工業振興協議会支援</li> <li>• 先端技術波及促進協議会事業</li> <li>• 創業支援事業</li> <li>• 融資制度の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境に配慮した産業活動の推進</li> <li>• 地域企業の技術を活かした研究開発の推進</li> </ul>
③ 企業間の交流を密にして人材育成・技術向上を促進する		
④ 環境に配慮した産業、ベンチャー企業の育成を支援する		
【方針 1-3】企業誘致・地場産業の振興等による雇用の創出		
具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 企業誘致及び地場産業の振興を促進し、雇用の拡大を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工業用地の整備</li> <li>• 企業誘致対策事業</li> <li>• 雇用問題対策事業</li> <li>• 求人情報の提供</li> <li>• 就職面接会の開催</li> </ul>	
② 新規学卒者・Uターンなどの地元就職希望者への就業の確保を図る		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 若年者・新規就労や中途採用など雇用の拡大の推進</li> </ul>
③ 国・県等関連機関との連携を密にして幅広い雇用機会の提供を図る		

## 2. 拠点にふさわしい商業

### 【方針2-1】中心市街地の活性化

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 新市の顔としての八代中心市街地の活性化を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化対策事業</li> <li>・商店街振興事業</li> <li>・商業活性化支援事業</li> <li>・鏡町の既存商店街による第二の商業拠点形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力ある個店・商店街づくりの推進</li> <li>・商業者同士の連携による販促活動の推進</li> <li>・経営に関する研修活動、人材育成活動の推進</li> </ul>
② 鏡町の既存商店街を中心に便利で特色ある商業拠点の形成を進める		

### 【方針2-2】魅力ある商店街づくりの推進

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 大型店と既存商店街との連携による商業活性化を進める		
② 新八代駅を中心とした新たな広域交流拠点の形成を、八代中心市街地や県道八代港線沿いの商業集積地と連携・分担して進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業活性化支援事業（再掲）</li> <li>・中小企業融資事業</li> <li>・イベント事業補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業者同士の連携による販促活動の推進（再掲）</li> <li>・魅力ある個店・商店街づくりの推進</li> </ul>
③ 地域の特性を活かした魅力ある商店街づくりを進める		

### 3. 拠点の魅力を高める観光

【方針3-1】各地域の多様で豊かな観光資源を活かし、連携した魅力ある観光の推進		
具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 各地域で育まれてきた多様で豊かな観光資源を磨き上げる		
② 歴史・文化資源を活かし、連携して魅力ある新市の観光を進める		
③ 自然資源を活かし、連携して魅力ある新市の観光を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設間の連携強化</li> <li>・地域間連絡道路網の整備（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市全体の歴史・文化資源を活用した観光テーマづくり</li> <li>・「水」等をテーマとする自然資源活用型の観光プログラムづくり</li> <li>・流域連携による観光ルートの検討</li> <li>・四季を通じての各地域のイベント・祭りの連携のための共通テーマづくりと総合的な情報発信の強化</li> </ul>
④ イベントや祭りを活かし、連携して魅力ある新市の観光を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設の整備</li> <li>・観光資源の管理・保全</li> <li>・各種イベント・祭りの開催</li> </ul>	
⑤ 各地域の観光資源を結び、魅力をつなぐネットワーク・ルートづくりを進める		
⑥ 新市の総合的な観光情報の発信を、四季の変化や歳時記のような時間の流れを意識して進める		
【方針3-2】各地域の自然や歴史・文化資源を活かした体験交流型観光の推進		
具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 歴史学習・伝承を主眼とする交流型観光を進める		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の歴史・文化を活かした交流型観光の推進</li> <li>・地域の歴史伝承や案内、自然環境学習等のボランティア活動の推進</li> <li>・都市の魅力の掘り起こし、魅力案内ボランティア活動の推進</li> <li>・観光関係者（旅行、宿泊、飲食、小売り、観光施設など）による滞在型観光の推進</li> <li>・広域的な観光地（人吉、水俣・芦北、天草など）との連携による広域観光ルートの推進</li> <li>・農林漁業、商工業などと観光業との連携の検討</li> </ul>
② 自然環境学習を主眼とする体験交流型観光を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域観光を始めとした観光の開発・振興</li> <li>・グリーン・ブルーツーリズムの推進（再掲）</li> </ul>	
③ 都市の賑わいと魅力を味わう都市型観光を進める		
④ 各地域の魅力や受入活動を連携し、八代地域全体としての滞在型観光を進める		
⑤ 産業との連携による体験交流型観光を進める		

#### 4. 拠点を支える基盤

##### 【方針4-1】広域交通ネットワークの充実

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 新市の発展や地域間の連携を強化するための幹線道路ネットワークの充実を図る		
② 都市活動を支援するため、都市計画道路等の整備を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国道3号他、国県道の整備促進</li> <li>• 南部幹線など都市計画道路の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域住民の利用促進による公共交通機関の育成</li> </ul>
③ 新幹線活用のための新八代駅周辺整備や道路ネットワークの充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域間連絡道路網の整備（再掲）</li> <li>• 肥薩おれんじ鉄道の活性化</li> <li>• 地方バス路線の運行助成</li> <li>• 八代港振興事業（再掲）</li> <li>• 八代港港湾整備事業（再掲）</li> <li>• 新八代駅周辺整備</li> <li>• 八代・天草架橋構想の推進</li> </ul>	
④ 肥薩おれんじ鉄道、JR鹿児島本線及び肥薩線の有効活用により交通ネットワークの充実を図る		
⑤ 広域交通のためのバスサービスの充実を図る		
⑥ 八代港を中心とする水上交通拠点の形成を図る		

##### 【方針4-2】情報通信基盤の充実と利活用の推進

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 便利な暮らしを支える情報通信ネットワーク化を進める		
② 地域の情報を発信する情報拠点の形成を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域インターネットの活用推進</li> <li>• 難視聴地域におけるケーブルテレビの活用推進</li> <li>• IT講習の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ケーブルテレビの有効活用による地域活動の活性化推進</li> </ul>
③ 情報化に対応した普及・啓発活動を進める		

## 1. 次代を担う人づくり

### 【方針 1-1】学校と地域が一体となった子ども達の育成

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 地域の人達と一緒に育った子ども達の地域での保健・福祉・医療施設等との交流やボランティア活動を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学前教育の推進</li> <li>特別支援教育の推進</li> <li>幼・小・中・高一貫教育の推進</li> <li>郷土学習教材の作成・活用</li> <li>幼稚園・小中養護学校施設・設備の整備・充実</li> <li>教育相談・適応指導教室の充実</li> <li>子どもの社会活動参加の推進</li> <li>青少年健全育成事業の推進</li> </ul>	
② 歴史文化の伝承等を通じ、高齢者と子ども達との交流を進める		<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども達の地域ボランティアへの参加</li> <li>子ども達が風土や伝統、文化など地域について学ぶ地域活動の推進</li> <li>子どもを守るための防犯ボランティアの育成</li> </ul>
③ 地域の教育力を高め、子ども達が地域を自慢できる活動を進める		
④ 地域の人達の参加・活用にも配慮した学校施設・設備の充実を図る		

### 【方針 1-2】新市の多様性と広域性を活かした子ども達の育成

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 多様な自然環境を活かした子ども達の自然体験や環境学習を通じて、新市全体での交流を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>体験活動の推進</li> <li>生涯学習施設（自然の森等）の整備・活用</li> <li>地域の実情に応じた総合型スポーツクラブの育成</li> <li>国際理解・情報教育の推進</li> <li>国際交流事業の推進</li> <li>JETプログラム（外国青年招致事業）の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中高生地域ワーキング会議からの提案プロジェクトの推進（例：発表会で投票が多かったもの）</li> <li>実り：手づくりちくわ大会</li> <li>拠り：遺跡ウォーキング</li> <li>躍り：八代クイズ・ゲートボール大会</li> <li>誇り：JHSS（ジュニア ハイスクールスチューデント）やっちら祭</li> </ul>
② 高等教育機関との連携を図り、新市全体での活用を図る		
③ 子ども達のスポーツ活動による新市全体での交流・連携を図る		
④ 拠点都市としての多様性を活かし、子ども達による国際交流を進める		
⑤ 新市全体で、各中高生相互の交流活動を進める		

## 2. 生きがいを求めてのんびりづくり

### 【方針 2-1】身近な地域の活動を通じた人づくりの推進

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 各地域の公共施設を拠点とするきめ細かな生涯学習活動を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習推進体制の強化</li> <li>生涯学習施設（公民館等）の再編・整備</li> <li>社会教育団体の育成</li> <li>図書館の充実</li> </ul>	
② 高齢者の経験と知恵を活かす機会を創造し、生きがいづくりを進める		<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者のボランティア活動の推進</li> <li>スポーツによる健康づくり意識の醸成</li> </ul>
③ 各地域におけるスポーツによる世代間交流により、健康づくりと豊かなコミュニティづくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種スポーツ大会・スポーツ教室の開催</li> <li>スポーツ団体の育成</li> <li>スポーツ指導者の育成</li> <li>地域の実情に応じた総合型スポーツクラブの育成（再掲）</li> </ul>	

## 2. 生きがいを求めるこの人づくり

### 【方針2-2】新市の多様性と広域性を活かした人づくりの推進

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① それぞれの地域文化の情報発信と世界の文化が出会う文化活動の拠点機能を充実し、文化交流による人づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民文化祭の開催</li> <li>文化・芸術活動団体の育成</li> <li>自主文化事業の推進</li> <li>文化施設の整備・充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化活動団体の交流の推進</li> <li>文化施設運営センター活動の推進</li> <li>市民体育祭を通じたスポーツ交流の推進</li> </ul>
② 高等教育機関の活用による多様で高度な生涯学習機会を創出し、新市全体での連携による人づくりを進める		
③ スポーツ活動の拠点機能を充実し、新市全体での交流と健康づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民体育祭の開催</li> <li>社会体育施設の整備・充実</li> </ul>	

### 【方針2-3】新市の多様性と拠点性を活かした国際化の推進

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 国際化に対応した地域環境と地域文化の育成を進める		
② 国際化推進のための人づくりと国際社会に貢献する活動への支援を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>友好都市との交流事業の推進</li> <li>国際交流事業の推進（再掲）</li> <li>JETプログラム（外国青年招致事業）の推進（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種団体による国際貢献活動の推進</li> </ul>
③ 各地域でのこれまでの国際交流を活かして更なる国際交流・国際協力を進める		

## 3. まちづくりの中での人づくり

### 【方針3-1】地域づくりと一体となった人づくりの推進

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 各地域における様々な交流を通して、豊かなコミュニティづくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動の支援</li> <li>地区公民館等の建設助成</li> <li>自治会活動等の支援</li> <li>地域社会教育団体等の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流行事やあいさつ活動等の推進</li> <li>地域ボランティア活動の推進</li> <li>地域でのまちづくり活動の推進、まちづくりリーダーの育成</li> </ul>
② 自分たちの地域のまちづくりを自ら進めることにより、自分たちの地域に誇りを持てる人づくりを進める		

### 【方針3-2】各地域の多様なまちづくり活動の広域交流による人づくりの推進

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 新市全体におけるまちづくり活動の交流機会の創出や情報集積・発信ができるまちづくり拠点機能を強化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動の支援（再掲）</li> <li>地区公民館等の建設助成（再掲）</li> <li>地域社会教育団体等の支援（再掲）</li> <li>国内交流の推進</li> <li>地域間連絡道路網の整備（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流行事やあいさつ活動等の推進（再掲）</li> <li>地域ボランティア活動の推進（再掲）</li> <li>地域でのまちづくり活動の推進、まちづくりリーダーの育成（再掲）</li> <li>道路美化ボランティア活動の推進</li> </ul>
② 新市全体における交流活動のための移動や情報交換を支える基盤としての道路・交通機能や情報機能を強化する		

【ほこ  
誇りのくに】

1. 一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、いきいきと安心して暮らせるまちづくり

【方針 1-1】誰もがその能力・個性を発揮し、お互いに人権を尊重・協調し合えるまちづくりの推進

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 八代地域行動計画による人権教育・啓発の充実と人権意識の向上を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権啓発の推進</li> <li>・人権同和教育の推進</li> <li>・複合拠点の整備</li> </ul>	
② 男女共同参画社会づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画計画の策定</li> <li>・男女共同参画推進事業</li> <li>・官民一体となった推進体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権意識の高揚のための研修</li> <li>・男女共同参画意識の向上</li> <li>・地域社会での子ども達の豊かな心を育む人権教育活動の推進</li> </ul>
③ 子どもの人権に配慮した青少年の健全育成を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育の推進</li> <li>・青少年健全育成事業の推進(再掲)</li> </ul>	

【方針 1-2】安心して子どもを産み、育てられるまちづくりの推進

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 地域の中で安心して子育てができる環境づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育事業</li> <li>・放課後児童健全育成事業</li> <li>・子育て支援事業</li> <li>・子育て相談窓口、支援センターの設置</li> <li>・保育所の整備</li> </ul>	
② 子どものこころの育ちを支援する体制を充実する		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が一体となった子育ての推進</li> </ul>

【方針 1-3】誰もが健康にいきいきと暮らせるまちづくりの推進

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 各地域の状況に応じて身近な地域で保健・福祉・医療サービスが受けられる体制を充実する(支所機能の充実による各地域でのきめ細かな対応を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健の推進・強化</li> <li>・健康づくり、生活習慣病予防の推進</li> <li>・歯科保健の推進</li> <li>・地域医療・救急医療体制の強化</li> <li>・医療費適正化の推進</li> <li>・保健施設の整備・充実</li> <li>・公立病院・診療所施設・設備の充実</li> <li>・国民年金事業の啓発・推進</li> </ul>	
② 拠点的な保健・福祉・医療機能の充実により、質の高いサービスを受けられる体制を強化する		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における助け合い活動の推進</li> <li>・ユニバーサルデザインに関する意識の向上</li> </ul>
③ 障害の有無にかかわらず、誰もがそれぞれの地域で安心して住み続けられる自立支援ならびに福祉サービス体制を充実する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険事業</li> <li>・介護予防事業の推進</li> <li>・一人暮らし要援護者の支援</li> <li>・住宅改造の支援</li> <li>・福祉施設の整備・充実</li> <li>・高齢者住宅整備事業</li> <li>・在宅福祉サービスの充実</li> <li>・障害者(児)の社会的自立支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域での住民参加による身近な環境や施設などの点検・改善活動の推進</li> </ul>
④ ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進と、それを支援する拠点機能の強化による考え方の普及・啓発を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やさしいまちづくりの推進</li> <li>・ユニバーサルデザインの推進</li> </ul>	

## 2. 人と自然と共生した暮らしやすい生活環境の実現

### 【方針 2-1】各地域の特性を活かして人と自然が共生する生活環境づくりの推進

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 身近な自然資源や公園を活かした快適環境の創造と健康で人に優しい地域づくりを進める		
② 花や緑を活かして地域の個性あふれる和みの景観による地域づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公園・緑地の整備</li> <li>• 環境美化推進事業（再掲）</li> <li>• 地域の景観・環境整備（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公園等の運営・管理</li> <li>• 環境美化活動の推進</li> </ul>
③ 身近な自然を楽しむ機会やイベントを創造する		

### 【方針 2-2】環境にやさしいまちづくりの推進

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 地下水や自然生態系に配慮した生活環境づくりを進める		
② 八代地域の木材や畳表を使った地域環境に合った健康な家づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境教育の推進（再掲）</li> <li>• 環境保全対策事業（再掲）</li> <li>• 地元産品の活用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境保全対策の推進</li> <li>• 地域産材を活用した八代住宅づくりのための生産者・建築関係者・消費者等による検討</li> <li>• グリーン購入やグリーン調達の推進（再掲）</li> <li>• 地区毎に環境を守るルールづくり</li> <li>• 地域の環境を守るボランティア活動の推進</li> </ul>
③ 自然にやさしい暮らしを進める		

### 【方針 2-3】誰もが安全で暮らしやすい生活基盤づくりの推進

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 適切な土地利用の推進による暮らしやすい地域づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国土利用計画（八代市計画）策定</li> <li>• 都市計画策定</li> <li>• 地籍調査事業の推進</li> <li>• 都市計画道路の整備（再掲）</li> <li>• 土地区画整理事業</li> </ul>	
② 安全・安心・便利な道づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 道路、公園等公共空間における防犯環境整備の推進</li> <li>• 生活基盤道路の整備</li> <li>• 狹あい道路の整備推進</li> <li>• 交通安全施設の整備</li> <li>• 区画整理事業</li> </ul>	
③ 上下水道、排水施設の整備による快適で安心な地域づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上水道・簡易水道事業</li> <li>• 公共下水道事業（再掲）</li> <li>• 特定環境保全公共下水道事業（再掲）</li> <li>• 農業集落排水事業（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 土地の保全・活用意識の醸成</li> </ul>
④ 災害に強いまちづくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 消防施設・設備の整備充実</li> <li>• 防災施設・避難所等の整備</li> <li>• 防災行政無線の統合、整備</li> <li>• 治山事業</li> <li>• 河川改修・護岸事業（再掲）</li> <li>• 急傾斜地崩壊対策事業</li> <li>• 砂防事業</li> <li>• 災害防除事業</li> <li>• 海岸保全施設整備事業（再掲）</li> <li>• 建築物の耐震改修の推進</li> </ul>	

【方針 2-4】誰もが安全で安心して快適に暮らせる生活環境づくりの推進		
具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 安全・安心な地域づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団活動の推進</li> <li>・自主防災組織の結成促進</li> <li>・自主防災組織の指導育成</li> <li>・交通安全の推進</li> <li>・防犯の推進</li> <li>・消費者行政体制の確立(相談窓口体制の整備)</li> </ul>	
② 暮らしに密着した情報網による安心で豊かな地域づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域インターネットの活用推進(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登下校時を中心とした防犯パトロールの展開</li> <li>・暴力団排除意識の向上</li> <li>・防災意識の向上</li> <li>・住民防災組織体制の充実</li> </ul>
③ 各地域に合った住宅供給や住環境の整備等の住宅政策を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅の整備</li> <li>・高齢者向け住宅の整備</li> <li>・住宅地の開発</li> <li>・区画整理事業(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯意識の向上</li> <li>・交通安全意識の向上</li> <li>・地域防犯ボランティア活動の育成及び推進</li> </ul>
④ ユニバーサルデザインに配慮した住宅・住環境の整備を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やさしいまちづくりの推進(再掲)</li> <li>・公共性の高い民間建築物の整備促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化の意識向上</li> <li>・商工会・企業等による講習会や勉強会の推進</li> </ul>
⑤ 暮らしに密着した身近な商業機能の充実による便利な地域づくりを進める		<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街の振興(再掲)</li> </ul>
⑥ 新市の将来を見据えた適切な土地利用誘導を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域地区等の再編</li> </ul>	

## 【方針 2-5】豊かな歴史・文化を活かした文化の香り高いまちづくりの推進

具体的施策方針	主 要 事 業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 歴史・文化を活かして歴史に包まれたまちづくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財・歴史的建造物等の調査</li> <li>・文化財の保護・活用</li> <li>・遺跡の保存・整備(国指定の推進など)</li> </ul>	
② 歴史学習の推進と歴史文化の保存・継承を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・博物館・資料館の充実</li> <li>・歴史民俗文化財の保存・振興</li> <li>・市史の編纂</li> <li>・市民文化祭の推進(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史・文化資源を活かしたまちづくりの推進</li> <li>・文化財の調査、及び、成果の公開、学習会などによる活用</li> </ul>
③ 文化財の保存・活用を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化・芸術活動団体の育成(再掲)</li> <li>・自主文化事業の推進(再掲)</li> <li>・文化施設の整備・充実(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の伝統・文化・歴史の再評価、記録・保存、継承活動の推進</li> </ul>
④ 各地域の伝統・文化・歴史の保存や伝承を通じた生きがいづくりと人づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の伝統文化の保存・継承、後継者の育成</li> </ul>	

### 3. 住民主体のまちづくり

#### 【方針 3-1】各地域の独自性を活かした住民主体のまちづくりの推進

具体的施策方針	主　要　事　業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 各地域でのこれまでのまちづくり活動を踏まえて、住民同士や各種団体が連携して自分達のまちづくりを進める	・地区まちづくり計画の策定	・地域づくり活動の推進 ・住民自治組織活動の推進 ・ボランティア活動の推進 ・NPO(民間非営利団体)活動の推進
② 各地域の住民主体のまちづくりを支える組織の育成・強化を進める		
③ まちづくりに関心を持って主体的に参加することを促し、情報の積極的な提供を進める		・広報誌・ホームページの充実 ・情報公開制度の推進 ・公文書の体系的な集積・管理
④ 住民主体のまちづくりを支えるとともに、行政の継続性を担保するための公文書の総合的な集積・管理を進める		

#### 【方針 3-2】各地域の連携による活発な住民主体のまちづくりの推進

具体的施策方針	主　要　事　業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 各地域のまちづくり活動に関する情報の収集と発信機能を強化する		
② 各地域のまちづくりに関わる人達の交流機会を充実させる	・地域づくり推進事業 ・地域まちづくり団体等の交流促進	・地域づくり団体同士のネットワーク形成
③ 各地域のまちづくりの情報発信、交流促進のための中心となる機能を確立する		

#### 【方針 3-3】行財政改革の推進

具体的施策方針	主　要　事　業	住民・企業等が主体となる主な取り組み例
① 能力、成果重視に基づく人材育成を進める	・職員の意識改革及び能力開発 ・職場における改善運動の推進 ・目的成果志向の機構改革 ・部門(現場)への権限移譲 ・職の権限と責任の明確化 ・市の政策目標および部門目標の明確化 ・府議(経営会議)の充実 ・行政評価の実施 ・徴収率の向上 ・使用料・手数料の見直し ・自主課税制度の検討	
② 庁内分権を進め、現場に権限を移譲することにより、意志決定の迅速化を図る	・アウトソーシングの推進(PFIの導入、指定管理者制度の活用、外部委託等) ・事務事業の見直し、施設の統廃合 ・合併の検証と行政改革を推進する組織の設置 ・定員適正化計画の推進 ・人事交流の推進 ・電子自治体の構築	
③ 行政資源の適正配分と財政基盤の強化により行政の効率化と財政運営の健全化を図る		
④ 行政改革を進めるとともに市町村合併の効果を検証する		

## ① 住民自治が開く新しい地域と新市

### 【まちづくりの主役は地域】

新市におけるまちづくりの主役は身近な地域（住民・企業・NPO）にあります。その中で行政が多くを担ってきた公共や社会的役割を地域に開き、行政と地域がパートナーとして協働、協調することが、これからより良いまちづくりにつながります。

それぞれの地域の歴史・風土に培われてきた魅力的な個性を、地域住民自らがもう一度見つめ直し、それを自らの手で活かしながら、その地域にしかない独自で元気なまちづくりを進めていくことが必要です。地域が元気になることで、新市が文字通り新しい魅力ある市になっていきます。

### 【暮らしの豊かさを実感する地域】

現代の地方都市において、市民一人ひとりが真に豊かさと安らぎを実感するためには、多様化する生活ニーズに的確に対応するとともに、それぞれが暮らす身近な地域に住むことが自慢となるような魅力的で活力に満ちたものであることが求められます。

しかし、国や地方の財政状況が今後ますます厳しさを増していくことが予想される中では、暮らしの豊かさを支えるサービスをすべて行政が担うというこれまでの意識を変えていかなければなりません。暮らしの豊かさを実感できる地域を、その地域の構成員である住民、企業と行政、さらには今後新たな主体として期待されるNPO等が、それぞれの得意分野で力を発揮し、役割を分担して協働で創っていくことが求められます。

地域での様々な組織・個人がそれぞれの役割を主体的に果たしていくことで、地域経営の力が強まり、それが新市全体の行財政の強化・健全経営に結びついていきます。

### 【住民自治が開く新しい地域と新市】

市民の身近な暮らしの単位である地域の個性豊かで独自なまちづくりと、暮らしの豊かさを実感できる強い地域経営力を実現するのが、住民自治を基本とするまちづくりです。

新市となる八代地域は、基本コンセプト「“創生”輝く新都八代」でも示すように、新市内のそれぞれの地域の活力と多様性がもたらす自立したくにづくりが目標です。そして、それを実現するのは市民一人ひとりの地域への思いに基づく住民自治の推進です。

#### 【地域について】

- ・ここで示す「地域」は、原則旧6市町村単位を言います。ただし、旧八代市に関してはコミュニティの規模（人口、範囲等）が広く、歴史的背景の異なる地域もあるため、身近な暮らしの範囲で計画的なまちづくりを一体的に推進していくための地域のあり方を検討し、場合によってはいくつかの地域に分割することも考えられます。

## ② 住民自治を目指す仕組みづくり

### 【各地域の状況に即した住民自治の推進－地域審議会の活用】

6市町村では、これまでそれぞれの地域の状況に応じた自治活動を自治会や小学校区単位で独自に進めてきました。このような取り組みを評価しつつ、合併後の住民自治を目指した総合的な地域のまちづくりを推進していくための新たな組織の構築をどのように進めていくかを慎重に検討していくことが必要です。

そのため、合併特例法で位置づけられている「地域審議会」（6市町村単位で設置）を活用し、それぞれの地域住民の参加による検討を行い、地域の状況に即した住民自治のあり方を明確にし、その検討に基づいた住民自治の推進を図っていきます。

### 【住民自治組織の確立】

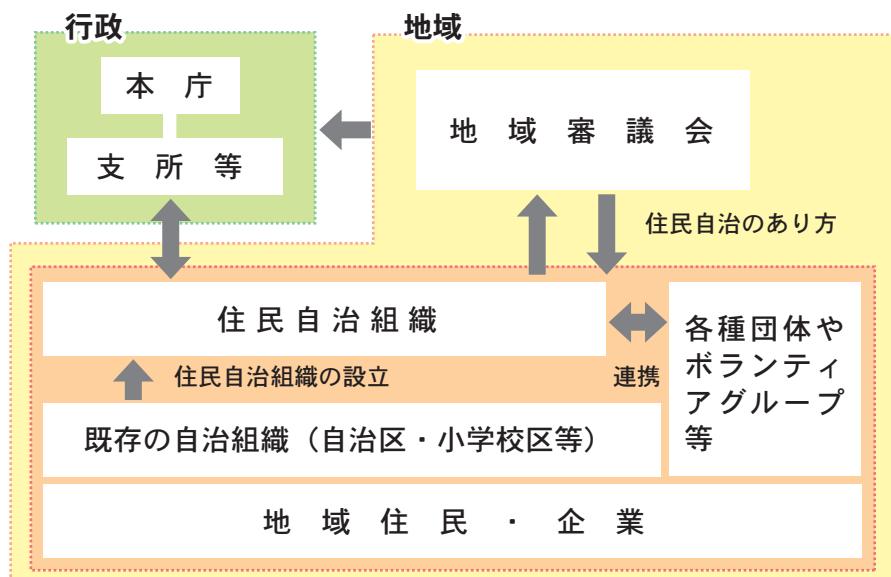
前項の地域審議会の活用を踏まえて、各地域の身近な地区における総合的なまちづくり推進のための住民自治組織を再構築していきます。

今後、住民自治として地域環境の維持・向上をはじめ、地域福祉、地域教育、地域防災など広範囲に及ぶ総合的なまちづくりを推進していくために、従来の自治会等を基本としつつも、より広い範囲での住民自治組織の確立が必要とされます。そこで、それぞれの地域の状況に応じた住民自治組織の単位として、各地域の状況に応じていくつかの自治会が連携して新たな住民自治組織の設立を目指していきます。

### 【住民自治を支える組織と機能の充実】

住民自治を支え、各地域の独自なまちづくりを推進していくために、行政組織としての本庁・支所等の役割を明確にし、地域の課題に関して、地域住民と協力して取り組んでいくことが出来るような地域に身近な組織と機能を整えていきます。

以上のような考え方に基づく、目指すべき組織体系のあり方を以下に示します。



### ③ 住民自治を支える計画体系

#### (1) 新市総合計画における位置づけ

新市において住民自治を積極的に推進していくためには、本計画で示す住民自治の方向性を踏まえて、新市になって速やかに策定される総合計画の中で改めてしっかりと位置づけ、さらにその方向性を明確にするための条例（住民自治条例等）の制定を検討していきます。

総合計画においては、基本構想における理念としての位置づけはもちろん、旧市町村単位でそれぞれの地域の状況に応じた住民自治のあり方を明確にする「地域別計画」の策定を行うことが望まれます。この「地域別計画」の策定にあたっては、新市建設計画の地域別方針を踏まえるとともに、各地域のワーキング会議でまとめられたまちづくり方針が基礎となります。

#### (2) 地区のまちづくりの指針を示す地区まちづくり計画

住民自治の最も基礎となる各地域の身近な地区における総合的なまちづくり推進のために、住民自らのまちづくり活動の指針となる「地区まちづくり計画」の策定が必要です。

地区まちづくり計画は、前項の「地域別計画」における各地域での住民自治のあり方に基づき設定される住民自治の単位毎に、住民主体の検討組織が中心となって策定されることが望されます。この検討組織が計画づくりを通じて自治意識を高め、住民自治組織の母体となっていくことが期待されます。



## ④ 住民自治の推進へ向けて

### 【第1ステップ：まちづくりへの参加の機会づくり】

住民自治によるまちづくりは、新市発足後直ちに出来ることではありません。また、組織だけを形式的に作っても住民自らがまちづくりを自主的に進めようという意識がなければ、単なる行政に対しての陳情・要望・苦情を言う場としてしか機能しないこともあります。まずは地域の住民の皆さんのがまちづくりへの意識を高めていくことから始めることができます。

自分の住む地域の環境や快適な暮らしのための各種サービスについて考え、将来どのような地域にしていきたいか、そのために自分たちに何ができるか、などを考える機会を持つことが重要です。本計画の策定における地域ワーキング会議の活動はそういう機会づくりの第一歩ともいえます。

今後、一人でも多くの地域住民のまちづくりへの参加の機会を創出していくことが重要であり、各地域や各地区での計画づくりは、まちづくりへの参加の絶好の機会といえます。

まずはこの計画づくりへの参加により、少しずつまちづくりへの関心を高め、住民自治活動を支える住民を一人でも多く増やしていくことが必要です。

### 【第2ステップ：住民自治組織づくり】

地域審議会での住民自治のあり方の検討をもとに、各地区での住民自治組織の確立を目指していきます。もちろん、この組織は地域住民が「出来るときに、出来ることを、出来る範囲で」行えるような参加しやすいものであることが大切です。

組織化に関しては、各地域内の地区それぞれの状況に応じて随時行っていくこととし、先行的な地区がモデルとなって他の地区的組織化を促していくように、情報を出来る限り公開して進めていきます。また、このような組織化への支援や情報提供の役割を行政が担っていきます。

### 【第3ステップ：住民自治組織の運営】

本格的な住民自治活動を推進するにあたっては、人的支援及び財政的支援の両面から行政がバックアップしていきます。もちろん、住民自治組織の自主性を尊重し、それが損なわれることがないように配慮していきます。

人的支援に関しては、必要に応じて専門分野の職員や専門家の派遣等を検討していきます。

財政的支援に関しては、活動費に関する助成制度の確立と、各種事業委託等の検討が必要であり、権限移譲の動向を踏まえた新たな財源の確保に努めていきます。

それぞれの地域での住民自治活動が推進していく中で、それが継続的に持続していくためには、地域相互の情報交換や交流の促進、各種技術的な支援の体制を強化していくことが必要であり、そのための機能確立が必要です。

- 熊本県では、合併により誕生する新市の均衡ある発展を目指し、「“創生”輝く新都八代～豊かな資源を活かし、個性きらめく交流拠点都市へ～」の実現のため、新市と連携を図りながら以下のような県事業を積極的に推進するとともに、まちづくりの核となる新市の各種施策に対して、必要な支援を行います。

## 1 みの 実りのくにづくり

### (1) 環境変化に即応できる収益性の高い農業の再構築

- 地域農業の基幹作物「いぐさ」の生産においては、優良品種「ひのみどり」の普及拡大を柱に、なお一層の高品質化やコスト削減を推進することにより、い業产业基地の再構築を図ります。また、いぐさからの転換により新規作物を導入する生産者に対しては、技術・経営指導の強化等のサポート体制の拡充を図ります。
- 土づくり、減農薬、適正施肥をより一層推進するとともに、エコファーマーの認定などの取り組みを積極的に支援し、安全・安心な農作物づくりへ取り組み、環境にやさしい農業を推進します。
- 排水路などの整備水準が低く、作物転換などに支障がある地域においては、水田の汎用化に向けての整備を総合的に推進します。また、背後農地の保全に資するため、海岸堤防の整備を計画的かつ総合的に推進します。

### (2) 就農・生活環境の整備

- 認定農業者の育成や法人化による企業的経営の育成、家族協定の締結を通じた女性の経営参画などを推進するとともに、地域営農システムの確立等の就農・生活環境の整備を推進し、意欲ある担い手の確保と育成を図ります。

### (3) 豊かな森林資源を活かした安定した林業経営の推進

- 森林の持つ木材生産などの経済的機能や水源かん養などの多面的機能が最大限發揮できるよう多様な森林の整備を計画的に推進します。
- 林業生産性の向上や森林の適正管理、山村の生活環境整備のため、林道・作業道の新規開設や改良・舗装などによる機能向上など、効率的な整備を推進します。

### (4) 八代海の再生による海域の保全・改善及び漁業振興の推進

- 八代海を豊かな海に再生することを目的として平成15年3月に策定した「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」に基づき、海域環境の保全・改善や水産資源の回復による漁業の振興を総合的に推進します。

## ② <sup>よ</sup> 拠りのくにづくり

### (1) 港湾機能の充実

- 国内はもとより東アジアや東南アジアに向けた南九州の国際物流拠点港湾として、八代港の施設整備を進めるとともに、東アジア等との国際定期貨物航路の誘致を図ります。

### (2) 産業集積の推進

- 国際定期貨物港、高規格幹線道路、新幹線など、交通結節点としてのメリットを生かして産業集積の推進に努めます。

### (3) 広域交通ネットワークの充実

- 新市の一体的な発展を支える広域交通ネットワークを形成するため、国道（219号、443号、445号）や県道に係る幹線道路等の整備を推進します。特に、新八代駅周辺のアクセス道路については、新市との役割分担を図りながら、その整備を推進します。

### (4) 商業拠点形成の支援

- 新市の商業拠点となる八代中心市街地や日常生活の利便性を高める既存商店街の活性化について、各中心市街地活性化基本計画に基づく取り組みを支援します。

### (5) 地域資源を生かした観光の振興

- 近年の多様な観光ニーズを踏まえながら、八代地域の多様で豊かな自然（山・川・海・野）や、それらに培われてきた歴史・文化を生かした魅力ある観光振興を支援します。

## ③ <sup>おど</sup> 躍りのくにづくり

### (1) 次代を担う人づくりの推進

- 学校と地域が一体となって、心身共に健全な子どもの育成を支援します。

### (2) 歴史・文化を生かした人づくりの推進

- 先人により育まれた豊かな歴史・文化を生かした人づくり、コミュニティづくりを支援します。

## 4 誇りのくにづくり

### (1) 健康でいきいきと暮らせるまちづくりの推進

- 地域住民誰もが健康でいきいきと暮らせるよう新市が行う様々な保健・医療・福祉施策を支援します。

### (2) 子育て支援施策の推進

- 安心して子どもを産み、育てられるよう新市が行う様々な子育て支援施策を支援します。

### (3) 人権施策・男女共同参画社会づくりの推進

- 誰もがその能力・個性を発揮し、お互いに人権を尊重・協調し合えるよう、新市が行う様々な施策を支援します。

### (4) 安全で暮らしやすい生活基盤づくりの推進

- 下水道、浄化槽及び農業集落排水等の生活排水処理施設の計画的な整備を図り、快適で環境に配慮した生活基盤づくりを推進・支援します。
- 地域住民の尊い生命や貴重な財産を守るため、河川、海岸、山地、道路など災害防止対策を計画的に推進します。

### (5) 文化的香り高いまちづくりの推進

- 豊かな歴史・文化を生かした文化の香り高いまちづくりを支援します。

## 5 その他

- 新市の新たなまちづくりを総合的に支援するため、「熊本県市町村合併支援プラン」により、以下の支援を行います。
  - ①本計画に位置付けられた事業について、県事業の優先的・重点的な実施を図ります。
  - ②本計画に位置付けられた事業について、県単独の補助事業や貸付金により優先的に支援します。

## ① 基本的な考え方

公共的施設の配置と整備については、それぞれの地域におけるこれまでの各種サービスの利便性を損なわないように配慮し、暮らしの急激な変化を及ぼさないようにします。その上で、地域特性や地域バランス、財政状況を考慮しながら適切な運営の合理化のもとで逐次検討を行い、整備を進めていきます。

特に、行政の窓口サービス等に関しては、住民サービスの低下を招かないよう本庁及び合併によって支所となる旧庁舎において十分な連携が取れるよう機能整備を図るとともに、電子自治体に対応した住民サービスの利便性の向上に努めています。

なお、新規施設の整備にあたっては合理化等を進めつつ、空き施設の改修による有効活用を優先して、出来る限り整備費の抑制に努めます。

## ② 公共的施設の体系的な整備方針

各種分野別の公共的施設に関して、「新市建設の基本方針」及び「施策の大綱」で示す方針に基づいて、以下のとおり整備方針を示します。

### (1) 学校教育施設

小中学校施設に関しては、地域と一緒に子ども達の健全育成を図る拠点として必要な機能の充実を図っていきます。また、児童・生徒数の変更に応じた適正配置や適正規模を確保するため、逐次改善・整備を図っていきます。

### (2) 保健・福祉・医療施設

保健・医療・福祉の施設に関しては、各地域での身近なサービスと、質の高い高度なサービスとの両立を目指して、拠点機能の強化と体系化の推進を図っていきます。

### (3) 消防・防災施設

消防・防災の施設に関しては、各地域の安全な暮らしを守るために、体系的な整備を図っていきます。

### (4) 文化・スポーツ施設

文化・スポーツ施設に関しては、各地域にある既存施設の特徴を強化し、ジャンルや種目等に応じた拠点機能の充実を図っていきます。

### (5) 観光・産業施設

既存の物産館や各種の観光施設における新市全体での情報発信機能を強化しています。また、新市の産業活性化のための人材育成や情報発信の拠点機能の強化を図っていきます。

### (6) コミュニティ施設及び庁舎等

人間性豊かなコミュニティづくりを目指して、住民が心のふれあいを持てる拠点機能の充実を図っていきます。また、既存の自治公民館や集会所に関しては、住民自治によるまちづくり推進の拠点施設としての活用を考慮して、各地域（各支所毎）ごとにその機能充実の方針を検討し、逐次その整備を進めていきます。また、庁舎（本庁・支所）整備の検討を進めます。

地方分権の推進や三位一体の改革に伴う「自己決定・自己責任・自己負担」の原則により、地方行政においては自主的な政策の立案・実施や自主財源の確保など行財政面での自立、即ち「自治体を経営する」という発想での行財政運営が求められています。そのため、これから的地方自治体は経営方針に基づいた大胆な行財政改革の実施が必要となっています。

市町村合併は最大の行財政改革といわれています。合併による行政改革の効果を最大限に生かすため、新市においては自治体経営という視点に立ち、過去にとらわれない行財政改革を進める必要があり、速やかな行政改革大綱の策定とその推進に努めるとともに、職員の意識改革を図ります。

## ① 自立した行政運営

新市が自主性及び自立性を發揮するには、明確な経営戦略目標を掲げ、自ら政策を立案、実行し、評価できる行政マネジメントシステムを確立しなければなりません。

そのために、柔軟な発想で市民の視点に立った政策を立案できる職員の意識改革と能力の向上を図るとともに、市民の満足度の高い目的成果志向型の組織機構の構築を推進します。

## ② 自立した財政運営

景気の先行きが不透明で、これによる地方税収の増も見込めず、さらには三位一体の改革により地方交付税や補助金等の削減が見込まれることから、新市には厳しい財政運営が強いられ、税源移譲等により財政的な自立が求められます。

新市が財政面で自立するためには、税収の増加や受益と負担の適正化などにより財源の安定確保に努めるなど、財政基盤の強化が求められます。一方、政策や事務事業については、その目的と成果、行政と地域住民との役割分担などを踏まえて、重点化、優先化を図り、健全な財政運営を推進します。

## ③ 効率的な一体的行政運営

新市の一体的な行政運営の確保や業務の生産性を高め、市民サービスの向上を図るため、合併後も引き続き、事務事業、事務処理方式、組織機構及び職員数などを見直し、効率的な行政運営を図るとともに、情報ネットワークの活用など行政の高度情報化を推進します。

# 第 10 節 財政計画

## ① 基本的な考え方

財政計画は、市町村合併からこれまでの決算の推移や、市町村合併に伴う財政支援措置の終了などを取り入れるほか、今後の地方財政を取り巻く状況を考慮し、堅実な財政運営を基調としたものです。

## ② 財政計画の概要

### (1) 計画期間

- 計画期間は、これまでの平成 17 年度から平成 27 年度までの 11 年間に、新たに平成 28 年度から平成 32 年度までを追加し、合わせて 16 年間としています。

### (2) 作成方法

- ① 本計画は普通会計で作成しています。
- ② 本計画は、歳入・歳出それぞれ科目別に市町村合併に伴う削減状況や国・県の財政支援措置などを反映させ作成しています。
- ③ 平成 25 年度は決算見込みのため、平成 24 年度からの繰越事業費及び平成 26 年度への繰越事業費を含んでいます。

## ③ 健全財政の確保

- 本計画の作成に当たっては、次のことを考慮しながら健全財政の確保に努めています。
  - ① 市税は、税源のより一層的確な把握と課税の適正化及び徴収率の向上を図ることにより収入の確保に努めます。
  - ② 地方交付税、国・県の支出金、市債等の依存財源を適正に見積もるように配慮しています。
  - ③ 市債については、将来にわたる公費負担が過大にならないように計画的に借り入れていきます。また、通常債に加えて合併特例債を有効かつ適切に活用することにしています。
  - ④ 一般職員数については、合併時点から平成 26 年 4 月 1 日までに 243 人削減しています。今後も引き続き、定員の適正化及び人件費の抑制に取り組みます。
  - ⑤ 投資的経費は、「環境センター建設」や「新庁舎建設」を見込むほか、今後の財政状況を勘案し、財源に見合った範囲内で確保しています。

## ④ まとめ

市町村合併によるスケールメリットを活かした行財政改革を行ってきましたが、平成 33 年度には地方交付税による合併支援措置が無くなることで、財政計画では 100 億円以上あった市の貯金である基金が、平成 32 年度には半分以下の 46 億円まで減り、平成 35 年度には 2 億円まで減る見込みであることから、益々厳しい財政運営が予測されます。

今後は更なる事業の見直しを行い、適正な受益者負担を求めるとともに、市町村合併により重複した施設の廃止統合など、行政のスリム化を促進させ、恒久的な市民サービスの確保を図っていきます。

## 5 歳入歳出の主要項目

### (1) 歳入

#### ①市税

- 個人市民税や法人市民税などの市民税、土地及び家屋並びに償却資産などの固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税などです。

#### ②地方交付税

- 市町村など、地方公共団体が等しく合理的かつ妥当な水準で行政事務が出来るように、国から交付される税です。これまで合併算定替による支援措置がありました。平成28年度から段階的に削減され、平成32年度には25年度より25億円少なくなる見込みです。

#### ③国庫支出金・県支出金

- 平成27年度で合併に係る臨時の支援措置はすべて終わるため、平成28年度以降については、過去の実績を参考に行政の事務事業に応じた国や県の補助金を見込んでいます。

#### ④繰入金

- 環境センター建設や新庁舎建設など、大型プロジェクトに多額の費用が掛かる際に、貯えておいた基金を繰り入れ、単年度の負担を軽減するものです。

#### ⑤市債

- 本計画の建設事業や、国の施策による市の借金です。また、本市の均衡ある発展に係る建設事業については、合併特例債を活用し、計画中の環境センターや新庁舎の建設にも活用予定としています。

### (2) 歳出

#### ①人件費

- 職員の給与や、市議会議員及び市政協力員並びに消防団員の報酬などです。合併の平成17年度から平成27年度までに一般職職員を250人削減しています。

#### ②扶助費

- 生活保護や障がい福祉、私立保育園の運営費や児童扶養手当、老人福祉などの社会保障費で、少子高齢化や景気の低迷等により、今後も上昇傾向が見込まれます。

#### ③公債費

- 市債として借り入れたお金の元金と利子を返済するもので、この経費が増えすぎると財政硬直化の原因となるため、計画的に市債を借り入れ、返済しています。

#### ④物件費

- 行政事務を行う一般的な経費で、事務用品や光熱水費・電話や郵便料金、また施設管理運営経費などの委託費などで、今後更に削減を要します。

#### ⑤補助費等

- 広域消防・市立病院への負担金や、各種事業・団体への補助金などで、今後更に削減を要します。

#### ⑥投資的経費

- 環境センターや新庁舎建設など大型プロジェクトを含む、道路・公園・学校整備などの建設事業です。

## 6 期間延長による財政効果

合併特例債は、事業費の95%まで借り入れでき、その返済額の70%が地方交付税に算入されるというルールの借金で、合併した年度及びこれに続く10カ年度の適用でしたが、法改正により、5カ年延長されるものです。それにより、平成17年度合併時は借入可能額の約40%にあたる162億円を活用予定でしたが、今回借入可能額の約68%にあたる274億円を活用予定です。



## ■用語解説

用語	解説
アウトソーシング	業務を外部に委託し、外部の機能や資源を活用することにより、経営効率を高め、企業の体質を強化する戦略的な経営手法。
エコファーマー	化学肥料や農薬の使用を少なくしている農家。
NPO	Non Profit Organizationの略。民間非営利法人。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間団体。
グリーン購入、グリーン調達	商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質などだけではなく、「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで、優先的に購入すること。事業者が原材料や事務用品等の購入にこの考えを導入したものが、グリーン調達。
ケーブルテレビ(CATV)	テレビジョン信号を同軸ケーブルや光ファイバーケーブルにより、各受像器分配するシステム。再送信を中心の小規模の難視共聴型のものから、自主放送も行う大規模・多チャンネルの都市型のものまである。
コーホート要因法	コーホート要因法とは、基準年の性・年齢別人口（コーホート）をもとに、変化の要因（出生率、生存率、社会移動率等）を考慮して、次の年の性・年齢別人口を推計し、その繰り返しによって将来人口を推計していく方法。
シティープロモーション	地域の産業活性化、観光振興に資するために、観光・物産資源の発掘・魅力化や新たな開発などとともに、全国に向けた地域の魅力の情報発信を行うこと。
ツーリズム／グリーン・ブルー・ツーリズム	体験交流型の観光。農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
パートナーシップ	市民・事業者・行政が、それぞれの役割と責務を明らかにし、協力・連携してまちづくりなどの事業を進めていくことによって築いていく相互の信頼関係。
PFI	公共部門が実施していた社会資本整備を、民間資金・経営ノウハウを導入し、民間事業者主導で実施しようとする手法。(Private Finance Initiativeの略)
ポートセールス	八代港の利用促進を通じて地域経済の活性化を図るため、関係する内外の企業や団体などを対象に、港湾関連企業・施設の誘致や各種航路の誘致など積極的に利用を働きかけるセールス活動のこと。
ユニバーサルデザイン・UD	"ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、言語や障害の有無に関係なく、最初から誰もが利用できるような製品、建物や環境のデザインをしようというもの。また、今日では、情報、サービスやコミュニケーションも含む「すべての人が生活しやすい社会」を作ろうといった、より広い概念として使われている。
Uターン	Uターンとは出身地に戻り就職すること。Iターンとは出身地以外の地方で就職すること。

---

---

“創生”輝く新都「八代」  
**新市建設計画**

平成17年3月発行

発行／八代地域市町村合併協議会

〒866-8555 熊本県八代市西片町1660  
(八代総合庁舎内)

TEL (0965)33-3328  
FAX (0965)35-0308

---



# 八代市

YATSUSHIRO

この市章は、合併前の6市町村の「6」をイメージしたものですに、未来への躍動感を加え、その中に八代市の「八」をアレンジしたマークを取り入れ、新しさの中にも親しみを感じさせます。

ブルーは川と海、グリーンは山と平野、オレンジはそこに生活する人々の熱い心を象徴しています。